

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 1.
項目	<p>障害福祉制度の趣旨から離れ、営利のみを目的とした悪質な事業所が急増している。特に就労継続支援 A 型事業では加算の過大な請求、就労継続支援 B 型事業では在宅利用が不適切に利用され多くの問題があるとされている。またグループホームでは大規模化、効率化を背景に不正や軽度の障害者のみを受け入れ、簡単に追い出してしまう事例や支援と呼べないような明らかに不適切な対応などが報告されている。</p> <p>大阪市においてはこの間、障害者福祉事業所数が急増しており、その中には悪質な事業所も少なからず含まれていると懸念される。これは障害福祉サービスの質の低下を招き、障害者の生活を脅かしかねない憂慮すべき状況である。</p> <p>国の対応は悪質事業所の排斥・抑制策としては不十分であり、このままでは地域の基盤を守り続けてきた真っ当な事業所が立ち行かなくなり、悪質な事業所のみが残ることになりかねない。安易な総量規制等ではなく、支給内容や質、個々の事業運営の姿勢を精査し、悪質な事業運営の蔓延を防ぐという観点から、大阪市として具体的な対応策を早急に講じること。</p> <p>特に就 B での在宅利用の必要性や内容、工賃発生の仕組みなどを精査し不適切な事業運営に対しては、厳しく対応すること。また通報があった事業所に対しては、速やかに実態確認を行い、当事者の立場に立った指導を行うこと。</p> <p>さらに再来年に迫った次回の報酬改定に向け、悪質な事業者への対応、また生活の質と必要となる支援体制等をきめ細かく分析し、障害の程度種別に関わらず、すべての障害者の地域における自立生活が質・量とも決して低下しないよう、国に強く求めること。</p>
(回答)	<p>障がい福祉サービス事業所に営利法人の事業所が増える中、就労継続支援等におけるサービスの質の確保と給付費の適正化について、本市としても課題があることは認識しております。</p> <p>自治体としての責務を果たしつつ、障がいのある人が身近な地域で安心して必要な支援が受けられるよう、障がい福祉サービスの質の確保・向上とともに、給付費の適正化に向けて、サービスのあり方を抜本的に見直し検討する時期であるという認識のもと対応について検討してまいります。</p> <p>本市では、指定障がい福祉サービス等に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守する必要があり、法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っているところです。</p> <p>上記基準の重大な違反があると疑うに足りる理由がある場合や、不正又は著しい不当が</p>

あったことを疑うに足る理由がある場合には監査を実施し、その結果、改善勧告や指定の全部もしくは一部の効力の停止、または指定取消等の事由に該当する場合に、行政処分を行うこととなります。

引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行ってまいります。

障がい福祉サービス等報酬改定については、支援を必要とする方が適切な支援を受けることができるとともに、利用者にとってわかりやすく恒久的で安定した制度が維持可能な報酬体系となるよう、今後とも、積極的に国に対して働きかけを行ってまいります。

また、令和6年度の報酬改定で大きく見直された報酬体系や加算については、引き続き国の動向を注視して、必要な見直しなどがある場合は要望していきます。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話 : 06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話 : 06-6241-6527
----	---

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 2.
項目	<p>旧優生保護法による強制不妊手術の問題は、昨年7月に最高裁で被害者側全面勝訴の判決が出され、国は昨年12月に「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を発表した。</p> <p>国の指示を待つのではなく、大阪市として「公務員の意識改革に向けた取組」など取り組める課題については早期に取り組み始めること。</p>
(回答)	
<p>旧優生保護法のもと、ご自身の意思に反し、優生手術や人工妊娠中絶等を強いられたご本人やご家族の方が非常につらい思いをされてきたことを思うと、本市といたしましても、事務を行う立場で関与したことは遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>内閣府の発表した「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」にも「公務員の意識改革に向けた取組」が示されており、具体的な取組内容として、「旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れ、同様の事態が生じないよう、公務員に対して人権啓発を行う」とあることから、本市といたしましても全職員を対象とした研修の実施について、関係部署と調整を進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【介護に関する要求項目】 1. ①
項目	<p>障害者への入院時の付き添いがこの間拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや、骨折・窒息、トーキングエイドの取り上げなど虐待ともいえる不適切対応が相次いだ。</p> <p>障害者虐待・差別の問題であり、不適切な対応が決して行われないよう、府では今年2月に「入院時の対応に関する啓発資料」を作成・配布したが、まだ現場の看護師まで周知されておらず問題が続いているため、更に現場スタッフまで改めて周知徹底し研修も進めること。<u>併せて個別ケースの対応では、重度訪問や相談支援での入院時連携加算の活用も周知すること。</u></p>
(下線部分について回答)	
<p>医療機関と支援事業者による連携が図られ、障がいのある方が入院時においても十分な支援を受けることができるよう、重度訪問介護における入院時支援連携加算や計画相談支援における入院時情報連携加算については、令和6年度報酬改定に合わせ、周知させていただいたところです。</p> <p>障がいのある方が入院時においても適切な支援が受けられるように、引き続き制度の周知を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話 : 06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 1. ②
項目	入院時の重度訪問介護やコミュニケーションサポート制度の利用について、入院時のヘルパー利用が断られる場合には、区役所担当・障がい支援課・保健所が医療機関に働きかけ、確実に利用できる仕組みを作ること。また窓口を明確化し重度訪問介護利用者、コミュニケーションサポート利用者や事業所に周知すること。
(回答)	
	<p>令和6年度の報酬改定においては、重度障がい者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実が盛り込まれたところであり、入院時における重度訪問介護の利用について、障がい支援区分6の方だけでなく障がい支援区分4及び区分5の方についても新たに利用の対象となりました。また、それに伴い、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業においては、重度訪問介護利用者を事業の対象外とし、それぞれの事業の対象者がどのような方になるのか、ホームページ等を活用し必要な周知を行っているところです。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要望項目】 1.
項目	<p>① 障害者の入院時への付き添いがこの間拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや、骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いた。障害者虐待・差別の問題であり、不適切な対応が決して行われないよう、府では今年度さらに「入院時の対応に関する啓発資料」を作成・配布したが、まだ現場の看護師まで周知されておらず問題が続いているため、更に現場スタッフまで改めて周知徹底し研修も進めること。併せて個別ケースの対応では、重度訪問や相談支援での入院時連携加算の活用も周知すること。</p> <p>② 入院時の重度訪問介護やコミュニケーションサポート制度の利用について、入院時のヘルパー利用が断られる場合には、区役所担当・障がい支援課・保健所が医療機関に働きかけ、確実に利用できる仕組みを作ること。また窓口を明確化し重度訪問介護利用者、コミュニケーションサポート利用者や事業所に周知すること。</p>
(回答)	
<p>患者・市民と医療提供施設とのより良い信頼関係の構築及び良質な環境づくりを支援するため、平成16年4月から「医療安全相談窓口」を設置し、患者・市民の医療に関する悩みや、医療機関を利用するにあたっての相談・苦情等について、電話による対応を行っております。</p> <p>また、相談・苦情等の内容については、個人情報に配慮したうえで当該医療機関へ情報提供・周知を行い、医療サービス改善の助言等を行っております。</p> <p>引き続き、医療機関と連携しながら、できる限りの情報提供・周知等の実施に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679

番号	【介護に関する要求項目】 2. ①、②
項目	<p>2. 国の介護制度の課題と大阪市での対応</p> <p>① 雇用と福祉の連携による就業支援事業は、雇用と福祉にまたがる制度で使いにくく事務も煩雑となっているため、重度訪問介護など個別給付一本で利用できるよう国に見直しを求めること。</p> <p>② また、「働くためにお金を取られること」は考え方として問題があるため、市として改めて自己負担を求めないよう見直すとともに、制度利用を広げるためのチラシ等を作成し、障害者本人、ハローワーク、企業、就業・生活支援センター、事業者等への周知・啓発を更に推進すること。</p>
(回答)	
担当	<p>大阪市重度障がい者等就業支援事業は、雇用施策との連携により実施することとしており、障がい者雇用助成金に係る業務を担う J E E D （高齢・障害・求職者支援機構）と、支援対象者の職場環境や通勤の有無、標準的な業務の内容や職場介助者の介助内容などを整理し、助成金の対象となる支援内容と対象とならない支援内容を区別する必要があります。</p> <p>今後については、利用者ご本人及び雇用主や支援を行う事業者等のご意見も踏まえながら、申請等にかかる事務の負担を軽減できるよう、雇用施策との役割分担の中で必要性が認められる就労中の介助については法定給付の対象とするなど、重度障がい者等の就労にかかる支援体制の整備を図るよう、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>また、本事業の利用者負担については、令和2年度の事業開始当初においては1割負担（生活保護受給者や非課税世帯を除く）としていましたが、令和3年度の要綱改正にあたり、ひと月あたりの負担上限額（3,000円）を設けることにより、支援時間の多い利用者の負担を軽減しました。今後については、国や他都市の動向を注視しながら、自己負担の取り扱いについて検討するとともに、制度利用を広げるため、大阪市ホームページに制度のご案内を掲載の上、チラシ等を作成し、ハローワーク等へ周知・啓発しているところですが、引き続き周知・啓発を推進してまいります。</p>

番号	【介護に関する要求項目】 2. ③、④
項目	<p>大学修学支援事業について、大学入学時からすぐに利用するには、入学直前の準備では介護事業所探し等の調整が間に合わないため、教育と福祉部局が連携して、早い段階から高校等が利用予定者を把握して制度利用できることを本人に周知し、相談支援事業所につなげる仕組みを作るとともに、受験予定の大学側でも委員会設置など事前準備をしておくよう周知啓発していくこと。</p> <p>併せて、18才前のセルフプラン利用者への相談支援利用の勧奨文も活用し、大学進学を希望する重度障害者の場合は制度利用も可能なことを伝え、相談支援につながるように周知していくこと。</p> <p>また、大学は通常遠くにあるため、市独自でヘルパー交通費の支給も検討すること。</p>
(回答)	
<p>大学修学支援事業については、これまでホームページの掲載、各区役所や事業所等に対して、制度周知を行うほか、本年5月から18才前のセルフプラン対象者に障がい児相談支援事業の利用勧奨ビラを同封しており、その中で本事業についても周知しています。今後もホームページや周知ビラ等を活用し、大学等への修学を希望する方に必要な支援が行き届くよう各保健福祉センターや相談支援事業所、各支援学校等にも、周知を行ってまいります。</p> <p>また、入学予定の大学にも、入学後の大学生活における支援計画の策定や委員会の設置等について実施いただき、障がいのある方が入学時からスムーズに大学修学支援を利用いただけるよう調整に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、大学修学支援に係る支援に要するヘルパー交通費については、移動支援事業所が運営規定にて定める通常の事業の実施地域以外にある大学へ通学する場合は、他の障がい福祉サービスと同様、利用者にご負担いただく必要がありますが、各鉄道会社の割引制度などもご活用いただいた上でなお必要となる利用者負担分について、状況の把握に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 2. ⑤
項目	重度訪問介護の同行支援について、重度包括支援対象者に初めて関わるヘルパーには同行支援が認められることとなったが、同一事業所で一人目しか対象とならないこととされた。しかし重度者の介護やコミュニケーションは個々に異なり、一人目に慣れれば二人目にも対応できるわけでもないことから、「初めて関わる重度訪問介護対象全員」の同行支援を認めるよう国に求める事。
(回答)	
令和6年度報酬改定により、重度訪問介護において熟練者の同行が認められるヘルパーとして、従来の指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者が障がい支援区分6の利用者に支援を行う場合に加え、従業者が重度包括支援対象者に対して初めて支援に従事する場合においても同行支援の対象となりました。	
それに伴い、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL. 2において、熟練者の同行については従業者が重度包括支援対象者を初めて支援する場合にのみ対象であり、2人目以降の他の重度包括支援対象者の支援に初めて従事する場合においては同行の対象とならないことが示されていることから、本市においても同様の取扱いとしているところです。	
重度訪問介護について、支援の実態を踏まえた制度、報酬となるよう、引き続き国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 3. ①			
項目	介護保険併給時のトラブルが続いていることから、区の介護保険・障害福祉担当・ケアマネジャー・相談支援の各事業者が「併給によってサービスの引き下がりや通所先の変更を強制させられる等の不都合を生じてはならないこと」を十分理解するよう周知徹底し、トラブルを未然に回避すること。			
(回答)				
<p>本市におきましては、各区の担当者に対し「障がいのある方の介護保険利用について」として、障がい福祉サービス利用者へ介護保険制度を案内する際の留意事項や障がい福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内等についての研修を実施し、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p> <p>また、介護保険事業者や障がい福祉サービス等事業者に対しては、集団指導において、障がいのある方の介護保険利用について研修を受講いただくとともに、大阪市ホームページにも資料を掲載することで、広く周知を行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることができないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>				
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245		
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理）	電話 : 06-6208-8028		
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）	電話 : 06-6241-6310		

番号	【介護に関する要求項目】 3. ②			
項目	<p>市ホームページ上に、介護保険・障害福祉双方が閲覧できる「介護保険併給のページ」が昨年度完成し、障害福祉サービス事業所には周知されたが、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・65歳を迎える本人への周知がされていない。トラブル回避のために周知を行うこと。</p> <p>また具体的な「ケアプランのパターン例」を作成し、従来の生活パターンを維持・継続するよう周知徹底を行うこと。</p>			
(回答)				
<p>自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和6年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>本市におきましても、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要な障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。</p> <p>また、障がい福祉・介護保険サービスの併給にかかる周知や制度理解につきましては、居宅介護支援事業所に対するホームページ上の周知に加え、全ての介護事業所に対し、介護保険事業者等集団指導において周知しております。サービス利用者の方へは、サービスの対象となった際に区役所窓口にて担当より説明を行い、理解に努めております。地域包括支援センターについても、地域包括支援センター管理者会等で周知に努めてまいります。</p> <p>今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう、制度の周知と理解に努め、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>				
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245		
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理）	電話 : 06-6208-8028		
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）	電話 : 06-6241-6310		

番号	【介護に関する要求項目】 3. ③
項目	盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを避けるために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを全区に周知徹底しておくこと。
(回答)	
	<p>自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなります。その適用関係については、「令和6年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」」を踏まえて、個々の障がい者の障がい特性を考慮し介護保険サービスにおいて必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討したうえで支給決定を行うこと、また、介護保険サービスに相当するものがない同行援護や行動援護、自立訓練等障がい福祉サービス固有のものについては介護保険移行後も利用可能であることについて、支給決定事務の手引きに明示し、各区保健福祉センターに対して周知及び研修を行っております。</p> <p>今後も引き続き、適切に支給決定が行われるよう努めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 4. ①
項目	国が労基法令に基づいて示した夜間支援Q&Aで、「労働時間として取り扱わなければならぬ手待時間も報酬の対象とすべき」と通知され、市でも一定見直されたが、まだ対象は「人工呼吸器利用、頻回な喀痰吸引や体位変換が必要、行動関連項目 17 点以上等の者」に狭く限定されていることについて、支給決定状況を集約し、対象外であっても個々に必要な時間数を決定するとともに、実態に見合った対象の拡大も検討していくこと。
(回答)	
	障がい福祉サービスの支給決定においては、利用者のサービス利用意向等を踏まえ、障がい特性や生活の状況等を勘案し、必要な時間数を支給決定しています。
	今後も夜間支援を含めた具体的な支援ニーズを詳細に確認し、必要な支援が提供されるよう、個々の状況を踏まえた支給決定に努めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話 : 06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 4. ②
項目	国庫補助基準が増額された影響を明らかにし、泊まり介護での手待時間や介護保険対象者の居宅介護等については全く足りていないため、国に対して完全半額保障するよう厳しく要求すること。
(回答)	
	令和6年度に国庫負担基準の見直しが図られましたが、自治体の支給決定が国庫負担基準を超えた場合、超過負担分は全て市町村の負担となる仕組みについては依然として続いている状況です。 本市においても利用者への必要な支援を可能とするため、給付に要する実際の費用の1/2を国庫負担とするなど、実態に応じた必要な措置を講ずるよう国に対して引き続き要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 5.
項目	移動支援について、国に対して個別給付化、少なくとも早急に促進事業化するよう強く求めること。この間、他の介護単価との格差拡大や物価高騰、最賃アップの影響もあり、移動支援の事業廃止・休止が相次ぐなど基盤に関わる問題となってていることから、市として単価の大幅アップや土日・休日加算、特定事業所加算、処遇改善加算の導入など、早急に対策を検討し基盤の縮小・崩壊を防ぐこと。
(回答)	
移動支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の実情に即して実施することとされている地域生活支援事業における必須事業として、屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、本市においても実施しているところです。	
移動支援事業は障がいのある方が地域で生活するうえで必要な外出や余暇活動など、社会参加等を行ううえで重要な支援であると考えております。	
今後も安定的に事業を実施するため、他の指定都市等とも連携しながら、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議での要望項目として、移動支援事業を個別給付することを国に要望しております。また、並行して介護給付費等における重度訪問介護や行動援護、同行援護などとあわせて、障がいのある方への外出の支援にかかる状況について調査する等、実態の把握に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 6. ①
項目	国に対して引き続き通訳・介助制度の個別給付化を求めるとともに、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。
(回答)	
	<p>盲ろう者は、独力では日常の移動、コミュニケーション及び情報入手が極めて困難な状態で日々の生活を送っておられ、基本的権利の保障の観点から、常に密着した支援が必要であることから、大阪府とも連携しつつ、国に対する要望を引き続き行ってまいりたいと考えています。</p>
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	【介護に関する要求項目】 6. ②
項目	通介制度利用者は60歳以上が既に80%程度に達しているなど、急速に高齢化が進んでおり、通介中の転倒等の事故も発生していることから、府に対して高齢化対応での二人派遣の実施を求めるとともに、市では通介と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助を積極的に進めること。
(回答)	
盲ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に行っていくためには、通訳・介助者及びその他支援者等による場面を問わない切れ目のない支援が必要不可欠であると考えています。	
盲ろう者に対する通訳・介助者派遣事業については、大阪府をはじめとした10の自治体で共同実施しており、引き続き盲ろう者の状況をしっかりと把握し適切な支援が行えるよう、大阪府等と連携し事業を実施してまいります。	
担当	福祉局 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	【介護に関する要求項目】 6. ③
項目	盲ろう者はコミュニケーションの関係で、相談支援・介護事業所に忌避される場合が多く、相談支援やホームヘルプの利用もなく、80～90代の親の支援に頼っているセルフプラン利用者も多いが、親の体調変化等で緊急事態になりかねず、こうした事態にもすぐに対応できるようにするには、予めサービスにつないでおくことが重要である。今年府が作成した相談支援・介護事業所への盲ろう者支援の啓発チラシを積極活用し、盲ろう者と事業所のつながりを作っていくとともに、セルフプラン利用の盲ろう者には、区窓口でプラン更新時に相談支援の利用を勧奨する仕組みを作ること。
(回答)	
	<p>盲ろう者が障がい福祉サービス等を円滑に利用できるように支援することは重要であると考えており、府が作成した啓発チラシを本年5月に相談支援事業所へ配布したほか、指定障がい福祉サービス等事業者及び介護保険事業者等の集団指導において、周知啓発を図っているところです。</p> <p>引き続き、大阪市盲ろう者通訳・介助者派遣事業の活用も含め、盲ろう者が必要なサービスを円滑に利用することができるよう、各区や関係機関等への周知を図るなど、取組を進めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ①
項目	グループホームの「生活の質」の改善に向けて、国に対して入居定員について改めて指定基準で「最大でも10人まで」「4～5人程度が本来的趣旨」という考え方に戻すよう求めるとともに、大規模効率化により手を抜かれやすい「食事づくりや入浴、外出の支援」など基本的な生活支援について、決しておろそかにされないよう指定基準で厳密に規定するよう強く求めること。
(回答)	
	グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っています。
	本市においては、設備基準第210条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場として、1住居の定員は原則として10名を超えないものとしております。
	グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心して地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計について国に対して要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ②
項目	国で策定が進められるガイドラインでは、グループホームとして当然実施すべき支援と、してはならないこと（募集時の重度者排除、安いな追い出し、門限設定、カメラ設置など）がきちんと示されるように求めること。また国のガイドラインで規定されない場合、市での事業指定時のチェックリストを元に、市独自のガイドラインを策定し、改めてグループホームの本来の役割とるべき支援、禁止事項、不適切な支援事例を示し、事業者指導・研修を強化すること。
(回答)	
	グループホームは、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる「住まいの場」として大切な役割を担っており、不適切な支援の防止や支援の質の向上が極めて重要であると認識しています。またそのためには、グループホームに求められる役割や支援の好事例等について事業者や市民の方へ情報発信することが大切であると考えます。
	本市としても、国において進められているガイドラインの策定プロセスを引き続き注視し、ホームページへの掲載や事業者への運営指導・集団指導等の機会での積極的な活用等について検討します。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ③
項目	今年度から義務化された「地域連携推進会議」の開催について、当事者の住まいであることを十分ふまえ、プライバシーや人権を守り、地域のコンフリクトに決してつながらないよう柔軟な運用をしつつ、かつ利用者主体の暮らし・生活の質の向上につながるよう、好事例を集め周知するなど、市として取り組みに関する「指針」等を作成すること。
(回答)	
	令和7年度より義務化された地域連携推進会議については、その構成員として利用者や利用者の家族、地域の関係者等に参画いただき、会議の開催や共同生活住居へ訪問・見学する機会を、それぞれおおむね1年に1回設けることとなっております。
	厚生労働省により作成された「地域連携推進会議の手引き」では、地域連携推進会議の目的は、利用者や利用者の家族、地域の関係者等を構成員とした会議や見学の実施を通じて、利用者と地域との関係づくりや、地域の方の利用者やグループホームに対する理解の促進、グループホームにおける支援の透明性や質の確保及び利用者の権利擁護につなげていくこととされています。
	一方で、グループホームは障がいのある方が日々生活をする「住まいの場」であり、利用者等のプライバシーには十分配慮する必要があります。
	地域連携推進会議における利用者の個人情報の取扱いについては、国の手引きにおいて、利用者や利用者の家族の意向を確認することや、構成員の秘密保持の取扱い等が示されています。
	本市としても、地域連携推進会議が適切に実施されるように、本市ホームページに「地域連携推進会議について」のページを新たに作成し、国の手引き等を掲載して概要を周知するとともに、事業所から寄せられた問い合わせに対する回答を公表し、市内のグループホーム事業者に対して周知しております。引き続き効果的な制度周知に努めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ④
項目	<p>総量規制については、障害者の生活の質よりも営利を優先する事業者が多数を占める危険性もあることを踏まえ、国に反対を強く求めること。</p> <p>また●●の虐待問題の背景として、20人規模の日中支援型が認められたことで、金儲け目的の事業者を招き入れ、障害者が食い物にされてしまった問題を重く受け止め、日中支援型類型の廃止（介護包括型10人以内への移行）、新規指定停止を国に求めること。また通過型グループホーム（移行支援住居）も団体からの問題提起により類型化は見送られたものの、グループホームを「訓練施設」化してはならないことから、廃止等の見直しを求めることがあります。</p> <p>さらに市では日中支援型の新規申請に際して引き続き厳しくチェックするとともに、移行支援住居についても新たにチェックリストを作成し、安易な開設による問題発生を未然に防ぐこと。</p>
(回答)	
<p>本市においては、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの1住居の定員は原則として10名を超えないものとしております。</p> <p>日中サービス支援型グループホームについても、新規指定の相談があった際には、事前審査を行い、利用予定者の状況や支援内容について十分に確認することとしており、また指定後も本市自立支援協議会において、定期的に運営状況の報告をさせ、適切な支援が提供されるよう確認することとしております。</p> <p>また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定では、障害者総合支援法の改正を受け、一人暮らし等を希望する利用者に対して支援を行う住居の形態として、移行支援住居が新設されたところです。</p> <p>移行支援住居の設置・運営については、指定基準の規定に基づいて当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならないこととなっているうえ、一人暮らし等を希望する利用者から移行支援住居の利用相談があった際には、入居前に個別支援会議等を通じて利用希望者本人や関係者の意見を聴き、個別支援計画を作成する必要があるほか、他の障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連絡調整、居住支援法人や居住支援協議会等との連携を行うなど、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、適切に支援が提供されなければならないものとされています。</p> <p>総量規制に関しましては、現在のところ共同生活援助は対象サービスに含まれておりませんが、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ⑤
項目	市では、「最大10人まで」とする指定方針を引き続き厳守するとともに、この間市が指定してしまったすり抜け事例～「複数法人に名前を変えた併設・合築」「日中活動や高齢グループホームとの併設・合築」「従たる事業所として他市で大規模物件を指定」については、二度とスルーしないようチェックを徹底し、後任にも確実に引継ぎ、必ず大規模化を防ぎ続けること。
(回答)	
	<p>本市においては、設備基準第210条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの1住居の定員は原則として10名を超えないものとしております。</p> <p>また、グループホームは「住まいの場」であることから、たとえば他の日中活動サービスの事業所や高齢者グループホーム等の施設は分離することが望ましいことから、原則として日中活動サービスを提供する事業所や高齢者施設と同一敷地内・同一建物内に設置できないものとしております。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ⑥
項目	個人単位のヘルパー併用について、引き続き他都市とも連携し、国に恒久化を強く求めること。併せて、報酬改定で8時間以上利用した日は5%減算される問題について、そもそも1：1の個別支援が必要な人は日中活動・夜間の時間帯を除いても10時間程度必要であることを、国に訴え見直しを求めること。少なくとも土日・休日等の日中部分はグループホーム報酬が保障されていないことから、決して長時間利用減算をしないよう強く求めるとともに、土日等日中対応でのグループホーム報酬を明確に算定するよう要求すること。
(回答)	
	<p>グループホームにおける居宅介護等の利用については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、令和9年3月31日まで経過措置が延長された一方で、8時間以上利用した場合には、グループホームの基本報酬が減算されることとなりました。</p> <p>重度の障がい者がグループホームに居住し地域で安定して暮らすためには、日中、夜間の時間帯を通じて長時間の支援が必要であることから、居宅介護等の利用について恒久的な制度とするよう国に対して要望しているところであり、重度障がいのある方の生活と支援の実態を踏まえた制度、報酬となるよう今後とも引き続き要望してまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ⑦
項目	国にサテライト型の年限撤廃を求めるとともに、市ではグループホームの支援を継続する必要のある人に対して、今後も打ち切らないようにすることや、むしろ本人状況によっては「年限付きでないサテライト型」の利用を積極的に認め、多様な物件確保や支援形態を進めること。
(回答)	
	<p>グループホームにおけるサテライト型住居については、国において、地域において単身等で生活をしたいという明確な意向のある障がいのある方の利用期間の長期化を回避する観点から、原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、計画的な支援を行うものとされています。</p> <p>また、入居から3年を超える支給決定の更新申請があった場合は、市町村審査会の意見を聴いたうえで、引き続きサテライト型住居を利用することにより一般住宅等への移行が見込まれる場合等については支給決定の更新が可能とされており、必要に応じ各区において更新決定を行っております。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホームに関する要求項目】 1. ⑧
項目	従来の積み残し課題である、在宅からの入居支援での地域移行特別加算の適用、入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を国に要求すること。
(回答)	
	<p>グループホームにおける入院時支援加算の算定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「基準」といいます。）において、従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定いただくものであり、入院の初日及び最終日を除くこととされております。</p> <p>また、日中支援加算（I）の算定については、高齢又は重度の障がい者（65歳以上又は障がい支援区分4以上の方）であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に算定いただくのですが、基準において、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができないこととされております。</p> <p>一方で、日中支援加算（II）については、日中活動サービス等を利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定できることとなっていたところ、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、初日から算定可能となるなど、一定の見直しが図られたところです。</p> <p>今後とも、支援の実態を踏まえた制度、報酬となるよう、引き続き国に対して要望してまいります。</p>

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ①
項目	<p>昨年和解したグループホームの追い出し裁判では、管理組合から「消防法令上グループホームは厳しく規制すべき『施設』であり、管理規約にも違反し、住民に負担を及ぼす」との理由で退居が求められてきた。裁判は丸6年もかかり、再びこのような問題が発生しないよう、消防庁に対してグループホームの実態を伝え、今後も追い出し・入居拒否の理由として悪用されかねない以下の消防法令課題の見直しを求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅にグループホームが1件でも入居すれば、厳しく規制される特定防火対象物（16項イ）に位置づけられることを見直すこと。 ・6項ログループホームでのスプリンクラー設置に関する「大阪市の免除特例」の全国的な適用、ならびに大阪市ではスプリンクラー免除特例を恒久的に継続すること。 ・少人数グループホームでは、1人の入居者の支援区分や入退居等の変動で6項ハ⇒6項ロに簡単に変わってしまうため、改めて小規模ホームについては6項ハとして位置付け直すこと。 ・6項ハ⇒6項ロに変わった場合、消防立入検査から2週間以内に消防設備設置ができなければ、違反物件として物件名が公表される公表制度の対象から除外すること。

(回答)

要求項目の内容については、国（消防庁）にも伝わっていることと存じます。なお、障がい者グループホームは、現行の消防法令に基づく用途区分の判定上、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う施設」として消防法施行令別表第一中、(6) 項ロ又はハ（社会福祉施設等）に位置付けられているものですが、福祉局への届出の有無や名称のみで判断することはなく、営業形態、サービスの内容及びサービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して用途を判定しております。

また、現在、運用しているスプリンクラー設備の特例基準を変更する予定はありません。大阪市においては、営業開始前に、施設関係者等と事前協議することで、特例基準の適用などにより消防法令に適合した状況で営業できるよう調整を図っており、公表に該当する違反とならないように進めているところです。

担当	消防局 予防部 予防課 予防担当	電話 : 06-4393-6322
	消防局 予防部 予防課 違反是正担当	電話 : 06-4393-6372
	消防局 予防部 規制課 設備担当	電話 : 06-4393-6384

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ②	
項目	<p>今後、グループホームに関する正しい認識を広め、差別を未然に防止するために、障害福祉・消防・住宅部局で連携して「グループホーム啓発パンフ」を作成し、消防法令や住宅法令（区分所有法等）上も「住宅」として問題ないことを示し、市住宅部局、住宅関係機関、関連業者（管理会社、保証業者、宅建業者等）や地域住民に対して幅広く啓発を進めること。</p>	
(回答)		
	<p>2. ①で回答しましたとおり、消防局では、福祉局への届出の有無や名称のみで社会福祉施設等の用途として判断することではなく、営業形態、サービスの内容及びサービス受給者の要介護等の程度の要件等を総合的に判断して用途を判定しており、その結果、社会福祉施設等に位置付けられるものについては、必要に応じて、別添「グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策」を活用するなど、火災予防等の啓発に努めています。</p> <p>併せて、福祉局では、グループホームについての市民の理解促進を目的に、大阪市のホームページで、「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し、グループホームで生活する障がいのある方や、近隣住民の方のメッセージを紹介するなど啓発活動を行っております。</p> <p>今後とも、グループホーム等に対する差別を発生・拡大させないよう、関係機関と連携し周知・啓発に努めてまいります。</p>	
担当	消防局 予防部 予防課	電話 : 06-4393-6320
	福祉局 障がい者施策部 運営指導課	電話 : 06-6241-6520
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ③
項目	市グループホーム整備費補助について、区分5・6の障害者を受け入れるホームへの改造費補助に限定されたが、入居者の重度化・高齢化への対応や精神科病院からの地域移行の促進に向けて、対象者の拡大、敷金・備品費補助等の復活を改めて検討すること。
(回答)	
グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。	
平成30年度からは整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大・スプリンクラー設備の設置に係る工事費補助等）を行い、大阪市障がい福祉計画等に基づき、新規設置の一層の促進に取り組んできた結果、当面の間は必要定員数を確保できる見込みと考えております。	
本市としましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、障がい者の地域移行を進める観点からサービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、グループホームにおける改造工事費の補助が必要と考え、令和4年度から区分5・6の障がい者を新たに受け入れるグループホームを対象に補助を実施しているところです。	
今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ④					
項目	<p><u>市営住宅の建替えに際しグループホームが新築物件から排除されることのないよう、引き続き「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。</u></p> <p>またグループホーム利用の促進に向け「隣接住戸2戸1化改修」等の方策を検討すること。</p>					
(下線部について回答)						
行政財産の目的外使用であるグループホームにつきましては、公営住宅法上、再入居が保障されていませんが、本市としましては、目的外使用の取り扱いの見直しについて、今後も都市整備局と福祉局が連携して国に要望するとともに、市営住宅の建て替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な空き住戸との適合化を図ります。						
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245				
	都市整備局 住宅部 管理課 管理G	電話 : 06-6208-9272				
	都市整備局 住宅部 建設課 建替改善G	電話 : 06-6208-9251				

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 1. ①
項目	重度障害者の地域移行支援を進めていくための地域移行支援報酬を新たに設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を可能とするよう強く求める。
(回答)	
	<p>障がい者支援施設等から地域生活への移行を推進するため、地域移行支援は重要かつ有効なサービスであると認識しており、国に対し、重度の障がいのある人も含め適切な支援が提供できる十分な報酬体系となるよう、また、地域移行支援を利用しての外出・外泊時に他の必要なサービスが利用できるなど使いやすい制度となるよう国に求めてきたところであり、引き続き要望してまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話 : 06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 1. ②
項目	施設や精神科病院からの地域移行支援での「月 2 日以上の利用者対面支援」要件の緩和、地域移行支援契約前の「前段階支援」の制度化、体験加算 15 日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障、各地域移行特別加算の拡充を求めていくこと。
(回答)	
	<p>地域移行支援給付費については、基本報酬のほか、各種加算が設けられているところですが、障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊の加算対象が上限 15 日とされているなど、支援を進めるうえで十分とは言えない状況であるため、国に対し、交通費の報酬上の評価や、いわゆる前段階支援の制度化も含め、各事業所において適切な支援が提供できる報酬体系となるよう、引き続き要望してまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話 : 06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】2. ①
項目	長期入所状態の解消に向け、施設を「通過型・循環型」に転換していくために、市としても「施設のあり方」について検討を進めていくこと。
(回答)	
	<p>障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があると考えています。</p> <p>本市において、障がい者支援施設の機能の検討にあたっては、施設との十分な連携の下、これまで蓄積してきた施設のノウハウや専門性を踏まえて進めることが重要であると考えております。</p> <p>今後、市内の各施設の実態を把握しながら、施設が果たす役割や求められる機能等について、検討してまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】2. ②
項目	地域移行の推進に向け、施設と地域がつながるよう市と基幹センターの施設とのつながり作りを進め、市「施設入所者地域生活移行促進事業」(体験外出)の活用を促し、引き続き希望者を掘り起こしながら体験取組を進めること。
(回答)	
	地域移行の促進に向け、令和4年度から、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する施設入所者地域生活移行促進事業を実施しており、本市職員が障がい者支援施設を訪問して同事業の周知を図るとともに、利用希望者の照会や事業者との調整など、同事業の利用促進を図っているところです。 引き続き、有識者等の意見を伺いながら、地域移行を推進するための有効な方策について検討を進めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ③
項目	大阪府の「地域生活アセスメント事業」と合わせ、施設入所者の地域移行の意向確認に向けて、施設の意向確認担当者が地域生活の実態を知ることができるよう、ピアサポート等による地域との相互訪問等の地域生活を知ることのできる仕組みを市として作ること。またセルフプランの解消に向けて、外部の相談支援が入って意思決定支援を含めて連携できるよう仕組みを作ること。
(回答)	
	令和8年度から障がい者支援施設による入所者の地域移行に関する意向確認が義務化されます。意向確認が適切に行われるために、施設の意向確認担当者等が地域における障がいのある方の生活に関する状況をより深く認識できるよう、障がい者支援施設と連携をとりながら、方策を検討してまいります。
	また、施設入所者の計画相談支援の利用については、障がい者支援施設と連携して本人への情報提供に努め、本人の意向を踏まえつつ、その利用が促進されるよう働きかけます。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】3. ①
項目	地域生活移行推進事業の意義や有効性を精神科病院に広く浸透させるとともに、同事業を活用、精神障害者の地域移行を強く進めていくこと。また期間を6ヶ月と限定せず、個々の事情を考慮して延長を可能とするなど柔軟な対応をすること。
(回答)	
<p>精神科病院からの地域移行については、対象者に気づき、つなぐ支援者を増やすことと、新たな長期入院者を生まないことが重要と考え、地域移行を推進するための啓発活動に取り組んでいます。福祉局生活福祉部保護課や大阪府と連携し、病院訪問時に事業説明を行うことや、精神科病院のスタッフと入院者に対しては、ピアサポーターの語りを盛り込んだ研修会や茶話会等を企画・実施しています。また、地域の支援者に対しては、区の自立支援協議会等の場でかけ、地域移行の意味や事業への参画を呼びかけています。今後とも更なる啓発活動の充実を図ってまいります。</p> <p>地域生活移行推進事業については、事業開始以降、契約期間は180日間としていますが、令和3年度より訪問支援回数を契約期間内12回から18回へ、そのうちピアサポーターの訪問支援回数を6回から12回に拡充し、その充実をめざしています。</p> <p>契約期間に限りはありますが、地域移行支援と同様、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望まれることから、訪問支援回数やピアサポーターによる訪問支援を最大限に活用しながら推進事業を継続してまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】3. ②
項目	精神科病院での虐待事件を重く受け止め、虐待が疑われる場合は予告なしの実地調査・指導を行うなど強い姿勢で臨むこと。また虐待を受けた本人だけでなく家族、関係者からも通報できることを積極的に周知し、虐待の未然防止、早期発見・再発防止に努めること。
(回答)	
本市では、精神医療に関する制度の適正な運用を確保し、もって患者の人権擁護に資することを目的として、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について（各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）」に基づき、精神科病院への実地指導を行っており、入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施することとしております。	
令和6年4月「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」の改正により、虐待を発見した者から都道府県等への通報が義務化されたところでありますが、本市として、精神科病院に対して院内での啓発物の掲示や周知文書の配布等を求めるなど、積極的な制度周知等に努めているところであります。	
精神障がい者の人権に配慮しつつ、適切な医療が行われることは非常に重要であることから、今後も引き続き、精神科病院における患者への虐待の未然防止、早期発見・再発防止に取り組んでまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】3. ③
項目	入院者訪問支援事業について、専門職を配置して権利擁護に着実に取り組んでいくよう府・堺市と連携し十分な予算を確保すること。また同事業の対象者を市長同意の医療保護入院に限定することや回数制限などを緩和し、継続して支援が出来るようにすること。
(回答)	
	<p>入院者訪問支援事業は、大阪府・堺市と共同で令和6年度から事業を開始しました。入院者の孤独感や自尊心の低下を解消し、セルフアドボカシーを促進することを目的に訪問支援を実施し、同事業の推進会議と実務者会議の中で検証・評価を行いながら取り組んでいるところです。その目的に沿った支援になるよう、訪問回数や対象者の見直し、訪問支援員の養成やフォローアップ研修等についても検討を進めています。</p> <p>引き続き、大阪府、堺市と連携しながら事業の充実を図ってまいります。</p>
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目について】3.④
項目	現在の認定調査では、精神障害者の支援区分が低く認定される傾向があることを踏まえ、区分の引き下がりによるサービス低下や利用停止を引き起こさないよう、認定調査員や審査会、各区に注意喚起を徹底すること。
(回答)	
本市では、審査会は、医師、社会福祉士、理学療法士、障がい者支援施設や相談支援事業の従事者など、障がい者支援に関する様々な領域での学識経験を有する者で構成しています。	
審査会委員は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の各分野の均衡に配慮して構成することとされており、本市は特に精神障がいの方の申請の割合が高い特徴があることから、各区の合議体に精神科医または精神保健福祉士等の委員を配置することとして、個々の状況を踏まえ、審査を実施しているとともに、年に1度、審査会連絡会を開催する等により、合議体間の審査判定の平準化を図る取組も行っています。	
障がい支援区分認定調査については、令和4年度まで全市域を1法人に委託していましたが、申請件数が年々増加していることから、令和5年度より複数の指定事務受託法人に調査業務を委託して調査体制の充実を図っているところです。さらに、令和7年度からは、新たに1法人を加えて調査業務を委託しています。	
委託先が複数となったことで、法人により調査基準等にばらつきが出ないよう、調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図るとともに、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。	
手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところですが、今回の要望を受けまして、改めて指定事務受託法人に手引きの内容を周知いたします。	
今後とも、調査員への研修を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公正かつ適正に審査を実施し、必要なサービスが適切に利用できるように努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定G） 電話：06-4392-1730

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】4. ①
項目	<p>2024年度の報酬改定では基本報酬は増えたが、機能強化型報酬を取得できない相談員一人事業所は多く、加算も複雑になったことから、国に対してわかりやすい報酬体系の構築を求める。</p> <p>また、市として一人事業所の支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬取得事例も複数出てきていることから、各事例を集め、各区・事業所への周知・研修を進めていくこと。</p>
(回答)	
	<p>計画相談支援について、令和6年度報酬改定においては基本報酬の増額や各種加算の見直し等が行われましたが、本市においては、相談支援単独での事業所運営が厳しい状況にあることや、計画相談の提供体制が大幅に不足している状態が継続していることから、国に対して、各事業所が安定的に運営でき、わかりやすい報酬体系となるよう引き続き要望してまいります。</p> <p>また、相談支援専門員一人配置の事業所であっても適切に報酬を取得できるよう、適時適切な情報提供に努めるとともに、相談支援体制の強化に向けては、複数事業者による協働や相談支援専門員の複数配置等が重要であるため、必要な情報共有を行うことにより、障がいのある人に適切なサービスを提供できる体制の整備に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】4. ②
項目	セルフプラン利用者で、ライフステージが変わる18歳及び65歳の相談支援利用勧奨文を毎年発出し、支援の空白を生じさせることなく、事業所やケアマネと円滑に連携できるようにすること。
(回答)	
セルフプランの方に対しては、更新勧奨時に計画相談支援を利用するメリットを記載した案内を送付して継続的に利用促進に努め、特に介護保険サービスへの移行を控えた年代の方に対しては、ケアマネジャーへの引継ぎや必要なサービスの確保など円滑な移行を見据えた計画相談支援の利用について、より一層丁寧な説明に努めてまいります。	
また、障がいのある方の介護保険利用について、ケアマネジャーと相談支援専門員の双方の理解を深め、連携促進・充実を図るため、集団指導や大阪市ホームページ等での制度周知・啓発に努めてまいります。	
18歳になる障がい児に対しても、相談支援とつながる関係を構築するため、15歳以降の更新手続き時に障がい児相談支援の制度案内チラシを同封し、利用促進に努めているところです。そのほか、18歳以降に利用可能なサービスを案内するためのビラを作成し、利用者がスムーズにライフステージに応じたサービスに移行できるように必要な周知・啓発に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ①
項目	緊急ケース対応や地域移行の推進に向け拠点機能を強化していくために、新設された拠点機能強化加算を活用し、必要に応じて基幹センターとは別に拠点コーディネーター配置の検討を行うこと。
(回答)	
	<p>地域生活支援拠点等については、障がいのある人の重度化・高齢化や、親なき後を見据え、緊急時の支援や地域移行の促進などにより、地域で安心して暮らし続けることを支援するものとして、大阪市では面的整備に取り組んでいます。このため、本市の施策・事業によるほか、拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス事業所等を登録する制度を構築しており、事業所の増加による地域における拠点等の機能の強化に努めてまいります。</p> <p>拠点コーディネーターについて、本市においては、その機能を各区障がい者基幹相談支援センターにおいて担うこととしており、各センターと連携してその機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。なお、別途、コーディネーターを配置することについては、地域生活支援拠点等機能強化加算の対象者が当該業務に専従する常勤職員であることが求められており、具体的な業務内容や適切な人材の確保の可能性について、今後研究してまいりたいと考えております。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ②
項目	8050 世帯での親の死亡・入所・入院による緊急ケースに対応するため、「つながる場」の活性化、区協議会での個別事例の検討を活用し、区、基幹、事業所が直ちに連携できるよう、改めて緊急時支援事業等の仕組みを啓発・研修すること。
(回答)	
	<p>8050 問題など、緊急ケースへの対応については、法定会議化された協議会における個別事例の検討や、いわゆる「つながる場」などの仕組みを積極的に活用するとともに、本市の実施する「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」や、「障がい者緊急一時保護事業」が必要に応じて適切に活用されるよう、各区役所や関係機関等への周知・啓発に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ③
項目	触法ケースへの対応について、矯正施設等から当事者のアセスメント情報を提供する仕組みを作るとともに、各区と基幹の役割分担を明確化し、連携に関する研修を実施していくこと。
(回答)	
	<p>触法障がい者が地域で安心して暮らすためには、適切な支援につながることが重要であると考えており、必要な情報が適切に提供されるよう、地域生活定着支援センター等と連携しながら支援の状況を注視してまいります。</p> <p>また、国の「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」も踏まえ、触法障がい者の支援が円滑に行われるよう、引き続き、各区障がい者基幹相談支援センターと大阪府地域生活定着支援センターとの連携強化の取組を進めてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ④
項目	重度障害・強度行動障害のグループホーム等の受け皿拡充のため、受け入れ研修やスーパーバイザー派遣の強化等の方策を検討していくこと。また人材不足も深刻な課題であることから、人材確保に向けた魅力発信や資格取得の啓発・補助等の方策について関係部局と連携して検討すること。
(回答)	
	<p>地域移行を進めるうえで、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、強度行動障がいのある方など重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。</p> <p>とりわけ、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。</p> <p>また、グループホームの職員の支援技術の向上を図ることも重要であることから、グループホームが担う役割や、医療的ケア、強度行動障がい等の障がい特性等に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等について周知してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 6 .
項目	防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、 <u>垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放すること</u> や、校舎等では実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。防災と福祉が連携した対策検討会議を設置し、福祉事業所が連携した個別避難計画の作成や、発災時の福祉事業所の連携の仕組みを検討し、地域防災訓練への障害者参画を進めるなど、 <u>福祉連携を強化すること。</u>
(下線部について回答)	
本市では、市民の皆さまの安全を守るために、津波浸水や河川氾濫による浸水のある 22 区を対象に、水害から一時的又は緊急に避難・退避できる堅固な高層建物等の人工構造物である津波避難ビル・水害時避難ビルの確保を進めています。	
確保している津波避難ビル・水害時避難ビルには、24 時間避難できる施設もあります。	
<p>「津波避難ビル」確保の対象区 福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、住之江区、西成区、北区、都島区</p> <p>「水害時避難ビル」確保の対象区 中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区、東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区</p> <p>また個別避難計画の作成を含む、避難行動要支援者支援の取組みについては、引き続き福祉部門を所管する部署および区役所と連携しながら、作成を進めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画G） 電話：06-6208-7384 危機管理室 危機管理課（減災対策G） 電話：06-6208-7380

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 6.
項目	防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、要配慮者が実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。また、防災と福祉が連携した対策検討会議を設置し、災害対策基本法等の改正による要配慮者への「福祉サービス提供」の仕組みを、参議院の附帯決議を踏まえ早急に検討し、あわせて <u>福祉事業所と連携した個別避難計画の作成</u> や、地域防災訓練への障害者参画を進めるなど、福祉連携を強化すること。
(下線部について回答)	
本市では、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出し各機関と連携しながら個別避難計画の作成を進めています。	
個別避難計画の作成を進めるにあたっては、福祉専門職の参画を得る事も重要であることから、区役所や地域が福祉専門職をはじめとする福祉事業所等と連携出来るよう、福祉事業者に対し、個別避難計画の必要性の周知や、作成に向けた協力依頼について取り組んでいます。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7970

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 7. ①
項目	<p>生活介護の時間単位報酬体系は、短時間利用にならざるを得ない精神・盲ろう・重度障害等の事業所の存続を脅かすため、国に制度見直しを強く訴えていくとともに、市は配慮規定の柔軟な適用を継続すること。</p> <p>また就 B 事業所へ同様の制度が導入されぬよう、国への働きかけを行うこと。</p>
(回答)	
<p>令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、生活介護における基本報酬区分が見直され、サービス提供時間ごとの基本報酬が設定されました。個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられております。</p> <p>障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が 6 時間未満）にならざるを得ない利用者については配慮規定が設けられており、本市では国の通知に基づき柔軟な適用を行っております。</p> <p>本市としましては、就労継続支援 B 型についても、国の動向を注視しつつ、事業者の支援が適切に評価されるような報酬単価の設定がなされるよう、国に対し要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】7. ②
項目	今年度より始まった就労選択支援においては障がい者本人の意向を尊重し、悪質な就労系事業所や過度な在宅利用に繋げるなど不適切な運用にならないように徹底すること。
(回答)	
<p>就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援することが事業の趣旨とされ、そのためには中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要とされています。</p> <p>就労選択支援事業所の指定にあたり、国の実施通知における技術的助言を活かし、申請様式の不備のみならず、期待される役割を果たせるかなど、運営方針や活動内容等を確認すべく、これまでのプロセスに加え、別途意見公募の手続きを踏まえ「大阪市就労選択支援の指定に関する審査基準」を策定し、外部有識者で構成された有識会議において、同基準との適合性について意見聴取を経たうえで、本市で事業所を指定する新たな仕組みを導入しております。</p> <p>また、本市では、指定障がい福祉サービス等（就労選択支援事業を含む）に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守する必要があり、法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行っているところです。</p> <p>上記基準の重大な違反があると疑うに足りる理由がある場合や、不正又は著しい不当があつたことを疑うに足る理由がある場合には監査を実施し、その結果、改善勧告や指定の全部もしくは一部の効力の停止、または指定取消等の事由に該当する場合に、行政処分を行うこととなります。</p> <p>引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るために、厳格に指導等を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ①
項目	「事業者の合理的配慮の義務化」を受け、差別の未然防止、適切な合理的配慮の提供に向け、差別事例が複数発生している業種に対して、引き続き「どんな場面で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す媒体を作成し、より一層啓発を進めること。金融機関での自署強要や保育所・幼稚園の受入れ拒否等のチラシ等を作成・配布したが、差別の未然防止に向け引き続き啓発を進めること。
(回答)	
令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する周知・啓発は重要な取組であると考えています。	
事業者への周知・啓発については、障がいを理由とする差別に関する相談事例を障がい者差別解消支援地域協議部会で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、より効果的な取組となるように進めているところです。	
特定の事業分野に対する重点的な取組は、その事業分野に従事する者が、より自分ごととして認識し、理解するために効果的であると考えており、これまでに作成した啓発媒体については、関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く周知・啓発を行っています。	
今後も引き続き、障がい者差別解消に向けて、事業者への周知・啓発に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ②
項目	養護者虐待について各区で認定されなかったケースを分析し、区で対応のばらつきが出ないよう、養護者の定義を明確にするとともに、「特徴的な事例と対応のあり方」に関する通知や研修資料を作成し、研修強化により更にスキルアップを図ること。昨年より虐待認定する事例の幅が増えた例を示し、またたとえ虐待認定に至らなくとも、区は決して手を離すことなく問題解消まで関わり続け、必要に応じ市区の虐待対応担当と障害福祉が連携して対応するとともに、各障害で受け入れ可能な分離保護の場を更に増やすこと。
(回答)	
	<p>障がい者虐待への対応につきましては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応することとなっていますが、同法による養護者の定義については、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」に留まるため、各個別事案によって検討せざるを得ないものと考えます。</p> <p>同法の趣旨・目的は、障がい者の権利利益の擁護に資することであることから、障がい者虐待対応については養護者・被養護者の関係だけに目を向けるのではなく、障がい者の権利が侵害されているかという点にも着目し対応するよう、引き続き、研修時だけではなく各区保健福祉センターへの訪問等の機会も利用しながら周知していきます。</p> <p>次に、障がい者虐待の事実なしとした事案への関わりについてですが、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、適切に対応できるよう努めており、令和5年度においては、障がい者虐待の事実なしとした半数以上の事案において何らかの支援を行っています。今後も、各関係機関と連携しながら、適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>最後に、虐待を受けた障がい者の保護・分離につきましては、各区において、施設入所等の対応を行うこととなっていますが、保護先が見つからない場合等の緊急的な状況に対応するため、本市では、一時保護による受け入れ先を確保しています。緊急時に対応できるよう、引き続き受け入れ先の確保に努めてまいります。</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ①
項目	<p>民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示す媒体を作成し啓発・研修を進め、差別事案に対しては大阪府と連携し毅然とした対応を行うこと。</p> <p>また家主や業者に対して、障害者の入居で不安や困りごとがあれば、障害福祉や相談支援に相談するよう伝えるなど、差別の未然防止に向けた取り組みを推進すること。</p>
(回答)	
	<p>正当な理由なく、障がいを理由に入居を断ることは、不当な差別的取扱いであり、このような差別が起こらないよう、関係機関が連携して取り組むことは重要であると考えます。</p> <p>本市では、府市の住宅部局と連携して、障がい者差別の未然防止に向けて、住民の皆様に心配ごとや困りごとがあった際の相談先も記載した住宅入居に係る差別解消チラシを作成し、関係先に配布しています。</p> <p>今後も、府の障がい者差別解消担当や府市の住宅部局と連携し、周知・啓発を行ってまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ②
項目	<p>入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから、不安の払拭に向け障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成し、啓発を進めること。 <u>また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉部局と住宅部局の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、各区での居住支援協議会の設置等、具体的な施策の進捗状況を示すこと。</u></p>
(下線部について回答)	
<p>本市では、福祉部局と住宅部局が連携し、住宅確保要配慮者への居住支援を総合的かつ効率的に推進することを目的として、平成 29 年 10 月に「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」を設置し、各局が実施している居住支援の取組について情報共有や課題の整理等を行っております。現在、本市における居住支援協議会の設置に向けて、福祉局と都市整備局が連携し、区役所や不動産団体、福祉関係団体等にヒアリングを行い地域レベルでの居住支援体制について検討しているところです。</p> <p>引き続き、地域における居住支援を推進するため、相談や居住支援に携わる区役所窓口担当者等及び居住支援法人が相互連携を図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、住宅セーフティネット法の改正を受けて令和 7 年 10 月 1 日から「居住サポート住宅」の認定申請（福祉局と都市整備局の共管）の受付を開始し、今後、両局で連携しながら認定促進に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7959 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話 : 06-6241-6530 都市整備局 企画部 安心居住課 電話 : 06-6208-9622

番号	【権利の実現に関する要求項目】2. ②
項目	<p><u>入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから、不安の払拭に向け障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成し、啓発を進めること。</u></p> <p>また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉部局と住宅部局の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、各区での居住支援協議会の設置等、具体的な施策の進捗状況を示すこと。</p>
(下線部について回答)	
	<p>正当な理由もなく、障がいを理由に入居を拒否することは、不当な差別的扱いであると考えます。しかしながら、実際には、障がいを理由としていないものの、結果的に障がいがある方が入居を断られるケースもあると認識しております、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>グループホームについては、市民の理解促進を目的に、大阪市のホームページで、「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し、グループホームで生活する障がいのある方や、近隣住民の方のメッセージを紹介するなど啓発活動を行っております。</p> <p>引き続き効果的な啓発に努めてまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	<p><u>市営住宅において、平野区で障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、その後も他の住宅でトラブルが続出したことから、2023年12月に全住戸に啓発チラシを配布した。新規入居者への「住まいのしおり」への挟み込み、また1度の配布では不十分であり継続して全住戸への配布を進め、未然に再発防止すること。また市営住宅におけるグループホーム利用の理解についても全住戸への啓発を進めること。</u></p> <p>障害者の市営住宅利用にかかる問題の背景の1つには、住民の高齢化に伴う自治会活動の困難があることから、自治会活動の業者委託を進めるために、大阪府のように各住民から直接、市に委託料を振り込む仕組み等を検討すること。</p>
(下線部について回答)	
障がいのある人への差別事案をなくすためには、市民ひとりひとりに障がいについての理解を深めていただくことが大変重要です。	
<p>市営住宅では、これまで福祉局と都市整備局で連携して掲示板への啓発チラシの掲出、「住宅だより」への啓発文の掲載などの取組を行ってきました。昨年度に引き続き今年度も、4月発行の「住まいのしおり」に啓発のためのページを設け配布しております。</p> <p>グループホームについての市民の理解促進は大変重要であるため、大阪市では、ホームページに「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し、グループホームで生活する障がいのある方や、近隣住民の方のメッセージを紹介する等の啓発活動を行っています。</p> <p>引き続き、効果的な周知・啓発について努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075 都市整備局 住宅部 管理課 管理G 電話：06-6208-9261 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	<p>市営住宅において、平野区で障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、その後も他の住宅でトラブルが続出したことから、2023年12月に全住戸に啓発チラシを配布した。新規入居者への「住まいのしおり」への挟み込み、また1度の配布では不十分であり継続して全住戸への配布を進め、未然に再発防止すること。また市営住宅におけるグループホーム利用の理解についても全住戸への啓発を進めること。</p> <p><u>障害者の市営住宅利用にかかる問題の背景の1つには、住民の高齢化に伴う自治会活動の困難があることから、自治会活動の業者委託を進めるために、大阪府のように各住民から直接、市に委託料を振り込む仕組み等を検討すること。</u></p>
(下線部について回答)	
	<p>共益活動・共益費につきましては、エレベーターや廊下等の住宅の共用部分について共同使用し維持管理していくために必要な活動・費用であることから、その便益を享受されている入居者の皆様に負担いただくべきものであり、経済的負担を抑制するためにも、入居者の皆様で組織する自治会等で清掃や除草等並びに電気代等共益費の集金・支払いといった共益活動を行っていただいております。</p> <p>その一方で、高齢化の影響等を受け、共益費の集金に困っておられることや、清掃等の共益活動が困難になっているといった事態が起こっていることも把握しているところであります。</p> <p>こうした現状を踏まえ、本市としても自治会の活力低下への対応は喫緊の課題と認識し、入居者募集において若者夫婦・子育て世帯を対象とした優先枠を設け、その拡大を図るなど、若年層の入居を促進し、地域コミュニティの活性化にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、現行の指定管理者である大阪市住宅供給公社から、自治会の共益活動に対する支援について提案があり、原則有償となります。共用部分の清掃、電球交換、共益費の集金などの共益活動を代行してくれる事業者等を自治会等に紹介する取組みをすでに開始しています。</p> <p>さらに、共益費の徴収等について、大阪府を含む他都市事例の調査研究等を進めております。</p>
担当	都市整備局 住宅部 管理課 管理G 電話：06-6208-9261

番号	【権利の実現に関する要望項目】 3														
項目	<p>大阪市として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また被害者の人権救済につなげるため、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすよう、あらゆる手立てを講じること。</p> <p>差別の結果、沈黙を強いられてきた被害者に謝罪と補償を届けるために広報・周知活動を一層、拡大し、きめ細やかに、アウトリーチ手法も含めて実施すること。</p> <p>具体的には、今年、従来より詳しいアンケート調査が、障害者・児施設、精神科病院・一般病院に送付されたが、引き続き大阪府や大阪市の各部局で連携し、全ての地域包括支援センター、障害者支援事業所、入所施設、医療機関に対してアンケート調査やメール発信を継続実施すること。また大阪府と連携し「障害者・高齢者への個別郵送時のチラシ挟み込み」等を実施することを検討すること。</p> <p>また昨年12月に国から出された「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、「旧優生保護法の大阪府の歴史的経緯」などについて職員研修等を早期に行うよう、検討すること。</p>														
(回答)															
<p>旧優生保護法につきましては、優生思想に基づく極めて重大な人権侵害事案であると認識しているところであります。</p> <p>平成30年度には国実施による個人記録の保有状況調査を行い、令和4年度については、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、改めて啓発ビラの配布を行い、加えて本市が独自で作成したアンケート調査を実施しました。また、令和5年度には、一人でも多くの方に一時金の支給等について知っていただけるよう、本市ホームページに「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」のページを新規に作成するとともに、大阪府のホームページへのリンクのバナーを掲載しました。</p> <p>令和6年3月29日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、一時金の請求期限が5年延長されたことに伴い、本市では、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関等に対して、再度周知・広報を行ったところです。また、不妊手術を強制された被害者本人らに新たな補償を行うための「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が10月8日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、令和7年1月17日に施行されたことを受け、本市ホームページにおいても周知を行いました。</p> <p>引き続き国、大阪府及び関係機関の皆さまと連携しながら、補償金等の支給が着実に行われるよう効果的な周知の方法について検討するとともに、「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に示された「公務員の意識改革に向けた取組」についても全職員を対象とした研修を実施するよう、関係部署と調整を進めてまいります。</p>															
担当	<table> <tbody> <tr> <td>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課</td> <td>電話 : 06-6208-8075</td> </tr> <tr> <td>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</td> <td>電話 : 06-6208-8245</td> </tr> <tr> <td>健康局 保健所 管理課</td> <td>電話 : 06-6647-0696</td> </tr> <tr> <td>健康局 保健所 保健医療対策課</td> <td>電話 : 06-6647-0679</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局 子育て支援部 管理課</td> <td>電話 : 06-6208-8048</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</td> <td>電話 : 06-6208-8050</td> </tr> </tbody> </table>			福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話 : 06-6208-8075	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245	健康局 保健所 管理課	電話 : 06-6647-0696	健康局 保健所 保健医療対策課	電話 : 06-6647-0679	こども青少年局 子育て支援部 管理課	電話 : 06-6208-8048	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	電話 : 06-6208-8050
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話 : 06-6208-8075														
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8245														
健康局 保健所 管理課	電話 : 06-6647-0696														
健康局 保健所 保健医療対策課	電話 : 06-6647-0679														
こども青少年局 子育て支援部 管理課	電話 : 06-6208-8048														
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	電話 : 06-6208-8050														

番号	【権利の実現に関する要求項目】 4.
項目	障害者が地域で生活していくためには、生活保護に頼らざるを得ない状況が数十年続いていることを十分理解すること。また2026年度まで「生活扶助の特例的対応」で従前額保障となっているが、2027年度以降の基準作成に向け、前倒しで今年が定期検証の年となっている。引き続き他の自治体とも連携し、抜本的な基準額引き上げや、夏季加算等物価高騰への対応、また前回の議論であげられた級地区分の変更（実質的な引き下げ）を行わないこと、障害者加算、介護加算、住宅扶助の締め付け等行わないこと等、強く国に意見提起すること。
(回答)	
	生活保護の実施要領等が記載されている生活保護手帳には、生活保護業務に従事する者の心構えとして、被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるよう努めること、つまり、被保護者の個々についてその性格や環境を把握理解し、それに応じた積極的な援助をたゆまず行うよう努めることと示されており、本市においては研修等を通じてケースワーカー等に伝えております。
	また、生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、令和5～6年度においては、令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果を反映した上で、臨時的・特例的な対応を行ってきました。令和7年度以降の基準についても社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置が実施されることになりましたが、地方自治体に裁量の余地はありません。
	なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の生活実態に即した基準を定めるよう国に求めております。
担当	福祉局 保護課（保護G） 電話：06-6208-8012

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ①
項目	変更案の検討にあたっては、現構想の形式的な時点修正に留まることなく、20年間の街の変化を踏まえた生活関連施設及び経路やエリアの追加検討、各地区の課題の把握と解決策の検討を丁寧に行うこと。また、課題の解決にあたっては、できるだけ特定事業化すること。
(回答)	
生活関連施設については、現行基本構想における「主要施設」に加えて、各地区的土地利用状況の変化を踏まえ、全地区共通の考え方で追加候補施設を抽出したうえで、各地区的実情を踏まえて設定を行います。生活関連経路は、駅から生活関連施設の入口までの経路、生活関連施設が面的・線的に広がる地区における施設間の回遊性を考慮した経路、重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路の他、鉄道駅乗り換え経路の設定を基本的な考え方として、各地区的実情に応じた設定を行います。	
本市においては、バリアフリー化を具体的に推進するために「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」「教育啓発特定事業」を定めております。各取組みの特定事業への位置づけについては、引き続き、関係者と協議を図ってまいります。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ②
項目	各地区での整備方針において、整備時期が特定されず、各事業者が取り組むとされた課題についても、各事業者での検討状況が集約できるように市として働きかけを継続すること。また、第12回推進協議会において、「協議会で継続検討を行う」と整理した項目（乗り換えなどの案内サインの事業者間連携、券売機の仕様、オールジェンダートイレ・介護ベッド等）について、今基本構想検討期間中に具体的な協議を開始すること。
(回答)	
	各地区の基本構想に定めている各事業者の特定事業等の実施状況について把握しています。また、「協議会で継続検討を行う」と整理した項目について、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会において、引き続き検討してまいります。
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ③
項目	市推進協議会及び各区の検討組織を今回の見直し作業以降も常設し、5年に1回の基本構想の見直し作業を行うこと。
(回答)	
	<p>バリアフリー法の改正により、おおむね5年ごとに特定事業等の実施状況にかかる調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて基本構想を変更するとされたことから、この調査、分析及び評価を実施する中心的な組織として、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を継続して設置します。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ④
項目	重点整備地区の設定については、交通機関や街の変化、人口の集積状況なども加味して、スクラップアンドビルドの検討を行い、淡路、十三、森ノ宮、谷町四丁目など変化が大きく見込まれ、当事者の意見反映が重要と思われる地区を優先的に対象地区として設定すること。
(回答)	
	<p>重点整備地区については、本市においては、①乗降客数が 10 万人以上の旅客施設を含む地区②他社線への乗り換えが多い旅客施設を含む地区③徒步圏に官公庁施設、福祉施設が集積している旅客施設を含む地区として 25 地区を選定し、令和 5 年度から令和 8 年度にかけて、それらの変更に取り組んでいるところです。</p> <p>新規地区の選定については、「鉄道駅舎の利用者数」「大規模開発計画」「高齢者・障がい者等が利用する施設の集積状況」に着目し、今後、必要性を含め検討していきます。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話 : 06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ⑤
項目	歩道と車道の段差の問題について、視覚障害者、車いす利用者の双方にとって安全な兵庫県方式の導入等、基本構想推進協議会において解決策を検討し、実現を図ること。
(回答)	
	<p>基本構想推進協議会における意見等も踏まえ、歩道と車道の段差解消について視覚障がい者、車いす利用者等も参加する検討の場を設け、意見交換を行っており、引き続きご意見を伺いながら検討してまいります。</p>
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-6862

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】2. ①
項目	駅舎のホーム柵の設置については、利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。また、車いす使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降できる環境の整備を目指したホームの段差・隙間の解消についても、大阪市から鉄道事業者に働きかけること。
(回答)	
	<p>本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成22年度に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、整備促進に努めてきたところです。</p> <p>また、大阪府、大阪市、堺市や主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和3年4月に改定し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。</p> <p>車両とホームとの隙間・段差の解消につきましては、大阪市交通バリアフリー基本構想骨子【全地区共通】において、鉄道施設の整備等の方針が「車椅子使用者が単独で乗降できるよう、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔はできる限り小さく、高さはできる限り平らにするよう努める。」となっており、本市としても、鉄道事業者に働きかけてまいります。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7867

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ②
項目	<p><u>都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大していている。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。</u></p> <p>なお、当事者の無人化拡大の困りごとを把握するために、大阪市と大阪メトロ及び大阪シティバス㈱との連絡調整会議などの場へ当時者の声を反映させるしくみづくりについて検討すること。</p>
(下線部について回答)	
<p>本市では、無人駅を安易に拡大させぬよう、大阪府と連携し、「国に対して、鉄道事業者が実施している駅無人化を撤回し有人化するよう指導を行うこと」等について要望を行つており、鉄道事業者に対しても、「これ以上無人駅を増やすないこと」を働きかけています。</p> <p>また、やむを得ず駅を無人化する際には、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に基づき、カメラ・モニター付きインターホンの設置等の環境整備や対応について適切に図られるよう、鉄道事業者に働きかけています。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話 : 06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ②
項目	<p>都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターほんが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターほんの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。</p> <p>なお、<u>当事者の無人化拡大の困りごとを把握するために、大阪市と大阪メトロ及び大阪シティバス（株）との連絡調整会議などの場へ当事者の声を反映させるしくみづくりについて検討すること。</u></p>
(下線部について回答)	
	<p>Osaka Metro では、貴団体の協力のもと定期的に実施しているバリアフリーアクセス体験会や、ご要望に応じた個別の事業説明、日々の接遇、その他お電話やメールなどを通じてご意見・ご要望をいただきながら、バリアフリー施策の充実を図っていく方針とのことです。</p> <p>本市としましては、Osaka Metro が市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続き Osaka Metro へ働きかけてまいります。</p>
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ③
項目	鉄道利用のための経路となっている民間ビル（例：ステーションワン、マルイト難波ビル、ルクア等）への経路及びビル内についても、必要に応じて移動円滑化経路（施設）協定も進めながら、点字ブロックの整備やビル内のエレベーター、通路等における案内誘導等の整備を道路や地下道と同等に行い、移動の円滑化を確保すること。
(回答)	
	鉄道車両等の乗降口と公用通路間の移動において民間ビル内のエレベーター等を利用する必要がある場合、鉄道事業者と民間ビル所有者等の維持管理協定等に基づき、鉄道利用者は、民間ビル内のエレベーターを使用し移動することが可能です。 鉄道利用者の移動の円滑化に資する民間ビルの出入口からエレベーターまでの案内誘導サインや視覚障がい者誘導用ブロック等の施設整備には、民間ビル所有者等の理解、協力が必要であり、民間ビル所有者等に、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会等で頂いた意見等を提供し、課題の共有を図っていきます。
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ④
項目	<p><u>人口減少、働き手不足等の社会情勢の変化を踏まえた長期的な交通施策の検討に際しては高齢者や障害者等の交通弱者の切り捨てにつながらないように、大阪市として責任ある方針を検討すること。</u>その上で、AI オンデマンドバスが、将来、路線バスに置き換わる可能性も含むのであれば、市が責任ある交通政策を執行する立場にたって、十分に関与すること。具体的には、以下の点において障害者の利便性の低下がないようすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者や高齢者が利用しやすい予約の方法 ○待ち合わせ場所（停留所）等の整備（案内表示、点字ブロック等の整備） ○どのルートにおいても大型電動車いす障害者が乗車可能な環境の整備（大型電動車いすが乗車できる仕様の確保、必要十分な台数の確保） ○交通機関乗車料金福祉措置の引き継ぎの適用
(下線部について回答)	
<p>大阪市交通バリアフリー基本構想の基本理念には「すべての人が安全・安心で、円滑に移動等のできる空間や環境を形成することにより、生き生きと暮らせる都市の実現をめざす。」と掲げており、年齢や障がい等の違いに関わりなく、来訪者も含むすべての人が、安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現をめざして、引き続きバリアフリー化を推進していきます。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ④
項目	<p>人口減少、働き手不足等の社会情勢の変化を踏まえた長期的な交通政策の検討に際しては高齢者や障害者等の交通弱者の切り捨てにつながらないように、大阪市として責任ある方針を検討すること。その上で、AI オンデマンドバスが、将来、路線バスに置き換わる可能性も含むのであれば、市が責任ある交通政策を執行する立場にたって、十分に関与すること。具体的には、以下の点において障害者の利便性の低下がないようすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者や高齢者が利用しやすい予約の方法 ○待ち合わせ場所（停留所）等の整備（案内表示、点字ブロック等の整備） ○どのルートにおいても大型電動車いす障害者が乗車可能な環境の整備（大型電動車いすが乗車できる仕様の確保、必要十分な台数の確保） ○交通機関乗車料金福祉措置の引き続きの適用
(下線部について回答)	
	<p>本市としまして、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障がいの等級等に応じて市内交通機関（Osaka Metro、大阪シティバス）の無料乗車証または割引証を交付しておりますが、引き続き障がいのある方が利用しやすい制度となるよう、今後とも Osaka Metro 及び大阪シティバスと連携して取り組んでまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ④、⑤
項目	<p>④ 人口減少、働き手不足等の社会情勢の変化を踏まえた長期的な交通政策の検討に際しては高齢者や障害者等の交通弱者の切り捨てにつながらないように、大阪市として責任ある方針を検討すること。<u>その上で、AI オンデマンドバスが、将来、路線バスに置き換わる可能性も含むのであれば、市が責任ある交通政策を執行する立場にたって、十分に関与すること。</u>具体的には、以下の点において障害者の利便性の低下がないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者や高齢者が利用しやすい予約の方法 ○待ち合わせ場所（停留所）等の整備（案内表示、点字ブロック等の整備） ○どのルートにおいても大型電動車いす障害者が乗車可能な環境の整備（大型電動車いすが乗車できる仕様の確保、必要十分な台数の確保） ○交通機関乗車料金福祉措置の引き続きの適用 <p>⑤ 大阪市 AI オンデマンド交通検討会議への住民代表委員として、障害当事者を必ず委員として参画させること。</p>
(下線部について回答)	
<p>本市では、人口減少や高齢化の進展などにより、今後の地域交通をめぐる環境の変化が見込まれることから、新たな技術を活用した移動手段の一つである「AI オンデマンド交通」の導入に向けた社会実験に取り組んでいます。</p> <p>AI オンデマンド交通は、需要に応じて柔軟に運行できる利点がある一方で、輸送力が路線バスには及ばないことから、この社会実験は路線バスの運行について維持したうえで、現状、これに加えて AI オンデマンド交通を導入することによるさらなる利便性の向上等の検証を目的として実施することとしております。</p> <p>また、大阪市 AI オンデマンド交通検討会議における委員については、各区の実情に精通した区役所にも参画いただき、さまざまな観点からご意見を頂戴しているところです。今後も連携しながら進めてまいります。</p>	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和7年10月時点で、24区に33施設を整備しております。	
各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7633

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、 <u>クレオ大阪</u> 、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
本市では、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的に、市内5か所に男女共同参画センター（以下、「クレオ大阪」という。）を設置しています。	
現在、クレオ大阪各館におきましては、トイレに介護ベッド及びフラッシュライトの設置はしておりません。	
介護ベッドの設置について、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、当該エリアにおいて大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知機との連動が必要になりますので、当該設備の改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取りくんでまいります。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、 <u>大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
<p>介護ベッド及びフラッシュライトはガイドラインにおいて設置することが望ましい設備に該当しているところです。一方で、公園トイレは無人管理で不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性を持っており、いたずら等により破損されるケースも多く発生していることから、設置することが望ましいとされている設備については、必要性や状況等を十分に精査した上で、効率的・効果的に整備する必要があると考えております。</p> <p>また、既設のトイレに新たな設備を設置するには、十分な面積の確保が必要であるなどの課題があります。そのため、現時点では公園トイレにおいて介護ベッド及びフラッシュライトを設置することは予定しておりません。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u></p>
(下線部について回答)	
<p>大阪市立図書館においては、大阪府福祉のまちづくり条例・ガイドラインの趣旨を踏まえ、今後の建て替えや大規模改修などの機会に、介護ベッド、フラッシュライトの設置について検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 中央図書館 総務担当 電話：06-6539-3314

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
【区役所庁舎について】	
<p>北区役所では、トイレ内にベビーベッドを設置する等、多くの方にご利用いただけるよう工夫に努めております。</p> <p>ご要望の、区役所内におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、庁舎内トイレが狭小のため、新たに設けることは困難であると考えております。</p> <p>今後、トイレの改修等を実施する際に併せて検討してまいります。</p> <p>また、フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますため、庁舎の設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p>	
【附設会館について】	
<p>北区民センター及び大淀コミュニティセンターの施設規模の現状を考えると、新たにトイレへの介護ベッドを設置することは困難ですが、今後施設のトイレ改修等の実施計画と併せて必要性を検討してまいります。また、フラッシュライトについても、その際あわせて検討を進めてまいります。</p>	
担当	北区役所 総務課・庁舎管理担当 電話：06-6313-9941 北区役所 地域課（地域支援担当） 電話：06-6313-9509

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
ご要望いただきました件について、当課が所管する都島区民センターにおけるトイレにつきまして、介護ベッドの設置は、現在はスペースが狭いであること等の観点から設置することは困難な状況ではありますが、次期トイレ改修時に合わせ、設置に向けて調整してまいります。	
また、フラッシュライトの設置につきまして、既存の自動火災報知設備との連動が必要となることから、設備改修のタイミングなどにおいて検討してまいります。	
今後とも、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に沿って、市民・区民の皆様が快適にご利用いただける区民センターとなるよう努めて参りますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。	
担当	都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
区役所におけるトイレへの介護ベッド及びフラッシュライトの設置につきまして、福島区役所におきましては1階～6階の多目的トイレに両設備とも設置しております。	
福島区民センターにおける施設の修繕・改修につきましては、現在、老朽化の状況をふまえ、必要に応じて優先順位を定めながら進めております。	
トイレ内への介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではスペースの制約等の課題があり、設置には大きな費用がかかる見込みです。このため、国や自治体のガイドラインも踏まえつつ、将来的にトイレ改修を行う際には、設置について改めて検討することとしております。	
また、フラッシュライトの設置につきましては、自動火災報知機との連動が必要になることから、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後もより多くの市民の皆さんに安心してご利用いただけるよう、利用者サービスの向上に取り組んでまいります。	
担当	福島区役所 企画総務課・総務担当 電話：06-6464-9625 福島区役所 市民協働課・市民協働担当 電話：06-6464-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
大阪市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備しており、此花区においても大阪市立此花区民ホールを設置しています。	
トイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置についても、自動火災報知設備との連動が必要になることから、設備の改修時に検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	此花区役所 地域サポート課 地域サポート担当 電話：06-6466-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①			
項目	<p><u>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u></p>			
(下線部について回答)				
<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン【便所】において、「高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。」こととされており、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の一部のトイレにも「建築物移動等円滑化基準」にあります「ベビーチェア・ベビーベッド、触知図案内板、車椅子使用者用便房、オストメイト対応便房」などを設置しています。また、「望ましい整備」にあります「出入口・戸、洗浄装置、手すり」なども設置しています。</p> <p>附設会館（中央区民センター・中央会館）における指定管理者に対しましても、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や趣旨を改めて理解するよう指導し、ガイドライン改正内容についても周知を図ってまいります。</p> <p>介護ベッド、フラッシュライトの設置については、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の多目的を含む全てのトイレの面積及び介護ベッドの寸法の状況、またフラッシュライト設置に大規模な改修工事が必要となる状況を踏まえますと、現状、設置することは困難な状況です。</p> <p>今後も大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ改善できることがあるか検討を行ってまいります。</p>				
担当	中央区役所 総務課 総務G 中央区役所 市民協働課 市民協働G	電話：06-6267-9626 電話：06-6267-9833		

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
担当	<p>西区役所合同庁舎及び西区民センターにおいては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>また、フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
	<p>当区役所の多目的トイレは同ガイドライン改訂に対応できるほど十分な広さを有しております、介護ベッドの設置については、折りたたみのできる省スペース型の介護ベッドであっても、直ちに設置することは困難な状況です。</p> <p>一方で、当区役所は築28年の古い施設であり、トイレにおいて配管詰まり等の様々な問題が生じていることから、今後全面改修を検討しているため、その際には当該ガイドラインの趣旨をふまえたものとなるよう善処してまいります。</p> <p>また、附設会館として、港区民センター及び港近隣センターを管理運営しております。</p> <p>令和6年4月に港区土地区画整理記念・交流会館へ移転した港区民センターにつきましては、介護にもご利用いただける多目的シートを設置しております。</p> <p>近隣センターにおいては、トイレへの介護ベッドの設置につきまして、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性がありますので、今後大規模改修が必要となった際には、介護ベッド等の設置について検討してまいります。</p> <p>フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p>
担当	<p>港区役所 総務課（総務・人材育成G） 電話：06-6576-9631</p> <p>港区役所 協働まちづくり推進課 電話：06-6576-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置</u> を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
大正会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な状況にあり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となると考えております。今後、各施設においてレイアウト変更を伴う大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置については、現在のところ検討してはおりませんが、障がいのある方の利用も含め、災害発生時の適切な避難誘導など、訓練等も通じ、安全の確保を旨に、緊急時の対応について引き続き取り組んでまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	大正区役所 地域協働課 地域協働G 電話：06-4394-9743

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①			
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u></p>			
(下線部について回答)				
<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺区役所 <p>天王寺区役所では、令和6年10月にトイレの改修工事を実施し、利用者が一番多く、スペース的にも設置が可能であった1階多目的トイレに収納式多目的シートを設置しました。</p> <p>フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいりますが、避難誘導時に点滅式の懐中電灯と文字情報による避難誘導ができるパネルを各階に設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民センター <p>本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和7年10月時点で、24区に33施設を整備しております。</p> <p>各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p>				
担当	天王寺区役所 企画総務課・経理担当 天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援担当）	電話：06-6774-9938 電話：06-6774-9734		

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいては、トイレへの介護ベッド設置の望ましい整備の対象を 2,000 m ² 以上の施設と規定しており、浪速区民センターは、床面積 1,892.07 m ² であることから、対象となる建築物には該当しません。トイレへの介護ベッドの設置につきましては、トイレ内のスペース確保が難しい問題がありますが、今後施設の建て替えが必要となった際には、ガイドラインの改正状況や建替後の施設規模に応じて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	浪速区役所 市民協働課 電話：06-6647-9883

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、 <u>大阪市の市有施設</u> 及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、 <u>図書館</u> 、 <u>クレオ大阪</u> 、 <u>大阪城公園</u> 、 <u>扇町公園</u> 、 <u>長居公園</u> など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
まず、西淀川区役所では庁舎内の多目的トイレ内に介護ベッドを設置しております。また、多目的トイレは1階に2か所、2階から5階にそれぞれ1か所を整備しております。	
次に、当区では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより、市民相互の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、大阪市立西淀川区民ホール及び大阪市立西淀川区民会館の2施設を整備しております。	
各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応となります。	
今後、施設において大規模改修の際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などの際に検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	区役所庁舎内に関すること 西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625 区附設会館に関すること 西淀川区役所 地域支援課 電話：06-6478-9893

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
	<p>淀川区民センターにおけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>フラッシュライトの設置につきましては、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などの際に検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいります。</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など <u>市民に身近な施設</u> においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
	現在、区役所1階のバリアフリートイレにはベンチを設置しておりますが、今後、介護ベッド設置の可否について検討してまいります。なお、出張所や東淀川区民会館を含むその他のバリアフリートイレにつきましては、スペースが狭隘であり、現状では介護ベッドの設置が困難なため、今後、間取りの変更を伴う改修等を行う際には、ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。
	また、フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。
担当	東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625 東淀川区役所 地域課（地域） 電話：06-4809-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など <u>市民に身近な施設</u> においては、トイレの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
	東成区民センターに設置している多目的トイレについては、介護ベッドの設置がございます。また、フラッシュライトについては、全てのトイレの個室に設置がございます。
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
現在、生野区民センターに設置している多目的トイレに介護ベッドの設置はございませんが、今後、大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	生野区 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など<u>市民に身近な施設</u>においては、<u>トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u></p>
(下線部について回答)	
	<p>旭区役所が所管する公共施設のトイレへのベッドやフラッシュライトの設置につきましては、当該施設の構造等を勘案したうえで、大阪府福祉のまちづくり条例やガイドラインを踏まえ、設置について引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、施設の構造等により大規模な設備の改修が必要となる可能性も想定されますが、老朽化による建替えや大規模修繕を行う際には、様々なニーズに対応した整備に努めてまいります。</p>
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
担当	<p>城東区複合施設（城東区役所・城東区民センター・城東図書館・城東区老人福祉センター：4階建）においては、1階あたり1か所の多目的トイレに、介護ベッドを設置しております。</p> <p>フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p> <p>城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625 城東区役所 市民協働課 電話：06-6930-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①	
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>公の施設</u>のうち、<u>区民センター</u>、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</p>	
(下線部について回答)		
	<p>鶴見区民センターでは、1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。また、鶴見区役所におきましても、1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。</p> <p>なお、フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p>	
担当	鶴見区役所 総務課	電話：06-6915-9117
	鶴見区役所 市民協働課（市民協働）	電話：06-6915-9166

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
阿倍野区民センターにつきましては、様々な方が利用しやすい多目的トイレを5か所設置しておりますが、ウォシュレット機能やオストメイト設備の設置要望等もいただいております。	
介護用ベッドを含め、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についてもあわせて検討してまいります。	
なお、フラッシュライトにつきましては設置済みとなっております。	
担当	阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9787

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①			
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、<u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u></p>			
(下線部について回答)				
<p>住之江区役所では、1階の多目的トイレにおきまして、子どものおむつ替えだけでなく、高齢者、障がい者等を含むより多くの人が利用できる大型ベッドを設置しております。</p> <p>住之江会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>フラッシュライトの設置は、住之江区役所、住之江会館とも自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p>				
担当	住之江区役所 総務課	電話 : 06-6682-9903		
	住之江区役所 協働まちづくり課	電話 : 06-6682-9734		

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、 <u>公の施設</u> のうち、 <u>区民センター</u> 、 <u>図書館</u> 、 <u>クレオ大阪</u> 、 <u>大阪城公園</u> 、 <u>扇町公園</u> 、 <u>長居公園</u> など市民に身近な施設においては、 <u>トイレへの介護ベッド</u> 、 <u>フラッシュライト</u> の設置を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
担当	住吉区民センターにおいては、多目的トイレ内に「多目的ユニバーサルシート（ベッド）」を設置しています。 また、トイレの照明はセンサーにより自動で点灯します。

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。
(回答)	
	<p>当区役所所管の区役所庁舎・区役所附設会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現在、スペースの問題から設置できておりませんが、改修の際には、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。</p> <p>フラッシュライトの設置につきましては、自動火災報知設備と連動させる必要があることから、設備更新などのタイミングで新設するよう検討してまいります。</p>
担当	東住吉区役所 総務課 電話 : 06-4399-9626 東住吉区役所 区民企画課 電話 : 06-4399-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など市民に身近な施設においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。</u>
(下線部について回答)	
平野区役所附設会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。	
フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。	
今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	平野区役所 総務課 電話 : 06-4302-9625 平野区役所 安全安心まちづくり課 電話 : 06-4302-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であっても条例・ガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、公の施設のうち、 <u>区民センター</u> 、図書館、クレオ大阪、大阪城公園、扇町公園、長居公園など <u>市民に身近な施設</u> においては、トイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置を計画的に行うこと。
(下線部について回答)	
担当	西成区民センターには1階に2ヵ所、2階に1ヵ所のバリアフリートイレがあります。1階のバリアフリートイレには乳幼児用のおむつ交換台を、2階のバリアフリートイレには介護用ベッドを設置しています。 フラッシュライトの設置は、自動火災報知設備との連動が必要になりますので、設備改修などのタイミングで新たに設置を行うよう検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ③
項目	「バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標」における 2000m ² 以上の公共建築物の建築（基本設計から実施設定）への当事者参画 100% という数値目標の達成を目指して、大阪市として取組の方針及びロードマップを示すこと。とりわけ、 <u>新大阪地区、大阪城東地区（京橋）の再開発など市街地再開発事業において、障害者参画ができる仕組みづくりを行うこと。</u>
(下線部について回答)	
新大阪地区、京橋地区の大阪市交通バリアフリー基本構想変更にあたっては、ワークショップ等で各地区の障がい者等に参画いただき、意見については施設設置管理者等に情報提供を致しました。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】3.④
項目	長居障がい者スポーツセンターの建て替えについて、設計・建設にかかる事業者の選定にあたっては、国立国際競技場の例にあるように、設計段階からユニバーサルデザインワークショップを開催することを選定の公募条件にするなど、障害者等の意見を反映する仕組みを作ること。また利用者の交流や利便性の向上のために食堂の設置を行うこと。
(回答)	
大阪市では、障がい者スポーツ振興を通じた障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的として、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターを設置しております。	
長居障がい者スポーツセンターにつきましては、令和3年11月に、老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定し、令和5年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想（以下「基本構想」といいます。）を、令和6年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画をそれぞれ策定しました	
そして、昨年度に、PFI導入可能性調査を実施し、市場調査の結果等を踏まえ、運営事業者を先行して選定するPFI(BTO)方式（設計、建設、維持管理、運営を含め、一括して発注する方式）による整備・運営を目指すことにし、手続を進める予定です。	
ご要望いただいた内容につきまして、利用者等の障がいのある方のご意見をお聞きすることは重要であると考えており、これまでも基本構想や基本計画の検討会議への参画や説明会・アンケートを実施してきました。今後も引き続き、障がいのある方が安心してスポーツや文化活動を楽しむことができるような施設を目指し、令和7年5月に国土交通省が策定した「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」なども参考にしながら、建替後の施設の機能や手続の進め方等の検討を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	<u>バリアフリーマップ</u> 、ハートフル Web、大阪観光局ユニバーサルツーリズム HP の一層の充実を図ること。
(回答)	
	<p>本市ホームページにおいて公表している「バリアフリーマップ」については、大阪市交通バリアフリー基本構想に位置付けられた主要な経路、生活関連施設、鉄道駅のバリアフリー整備状況等を取りまとめたものです。</p> <p>令和元年度から順次作成を進め、現在は全 25 地区分の「バリアフリーマップ」を掲載しています。マップの作成にあたりましては、現地を良く知る区役所や地域団体、自立支援協議会等にご意見を伺い、参考にさせていただいております。</p> <p>今年度は、25 地区すべてについてバリアフリートイレマップの内容を拡充する予定にしています。</p> <p>今後につきましても、本市ホームページにて随時ご意見・ご感想を受け付けております。いただいたご意見や国のガイドライン等を踏まえ、より良い「バリアフリーマップ」となるよう、必要に応じて随時更新を行ってまいります。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	バリアフリーマップ、 <u>ハートフル Web</u> 、大阪観光局ユニバーサルツーリズム HP の二層の充実を図ること。
(下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7994

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	バリアフリーマップ、ハートフル Web、 <u>大阪観光局ユニバーサルツーリズム HP の一層の充実を図ること。</u>
(下線部について回答)	
大阪観光局ホームページについては、大阪観光局において管理運営しているため、本市から大阪観光局に対し、ご要望があつた旨を申し伝えます。	
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5163

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>視覚障害者の移動の円滑化の推進のために、従来の音声案内や触知案内に加え、万博でのナビゲーションアプリ導入事例等を参考にし、駅構内や周辺の道路、連絡通路、公共施設における点字ブロックへの ShikAI (※) の導入等を検討すること。</p> <p>(※) = ナビゲーションサービス。事前に専用アプリをダウンロードし、点状ブロック上に敷設されている QR コードを読み取り利用する。</p>
(回答)	
	<p>大阪市交通バリアフリー基本構想【全地区共通】の基本方針②においては「誰にでも分かりやすい情報提供の充実」を掲げており、障がい等の特性に応じた支援の提供の例として、視覚障がい者が点字ブロック上に設置した QR コードをスマートフォンの専用アプリで読み取り、目的地までの点字ブロックの経路を音声で案内するシステムを挙げています。</p>
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p><u>視覚障害者の移動の円滑化の推進のために、従来の音声案内や触知案内に加え、万博でのナビゲーションアプリ導入事例等を参考にし、駅構内や周辺の道路、連絡通路、公共施設における点字ブロックへの shikAI (※) の導入等を検討すること。</u></p> <p>(※) = ナビゲーションサービス。事前に専用アプリをダウンロードし、点字ブロック上に敷設されている QR コードを読み取り利用する。</p>
(下線部について回答)	
<p>令和 7 年 4 月に変更された梅田地区交通バリアフリー基本構想において、「分岐点や交通結節点等の主要地点において、視覚障がい者誘導用ブロックと連携した音声案内等の整備の検討」が関連事業に位置づけられたことを踏まえて、建設局では他都市での事例収集や課題整理等を行っているところです。検討に当たっては障がい当事者等からのご意見を伺いながら進めてまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話 : 06-6615-6862

番号	【教育・保育に関する要求項目】 1.
項目	<p>障害児が就学前の段階で集団生活を送ることは就学先の判断にも大きく影響することを踏まえ、保育を受ける必要性があることを認めること。また年度途中の空き利用も含め、すべての保育所で利用を断られることがないようにすること。</p> <p>また「医療的ケア児対応看護師体制強化事業」の実績を示すとともにその一層の整備を進め、医療的ケアが必要なことを理由に保育所利用が断わられる、保護者に常時の付き添いが求められるなどが、決して起こらないよう、保育所に対して助言指導を行うこと。</p>
(回答)	<p>本市では「地域社会の中で、障がいのある子どもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として安全安心な集団保育の実施にあたり、当該児童や世帯の状況を把握し、障がい児保育を行っています。この考え方に基づき、保育所において仲間と共に育ち合い、安心して楽しく生活を送る中で、成長、発達を保障すると共に、大阪市の障がい児保育を推進することをめざしています。</p> <p>これまで、障がい児の受入れを促進する為、民間保育施設に対して「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により受入れに必要となる教材・環境備品の購入にかかる経費を助成し、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により加配保育士等や医療的ケア児対応看護師の人件費にかかる経費を助成することで、環境整備を行うとともに、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」を発信し、「特別支援保育実践交流研修事業」により、公立保育所にて実践研修を行い、特別支援保育のノウハウを伝えるとともに、「特別支援保育巡回指導講師」を民間保育施設に派遣し、相談支援も継続して行ってきたところです。さらに、令和6年度より、民間保育施設での更なる障がい児の受入が促進されるように、医療的ケア児対応看護師の雇用経費の助成額上限について1日あたり8時間から11時間に引き上げるとともに、看護師の雇用条件を緩和し、医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費の助成を新設し、同様に公立保育所においても同様の対応が可能なよう取り組みを進めています。</p> <p>保育所等での障がい児の受入れは年々進んでおり、令和7年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。令和7年度からは、障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童や、障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童も上記支援費の支給対象となるなど、受入れの実態に即した助成を行えるよう、制度を拡充したところです。</p> <p>今後も引き続き、保育施設での障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。</p>

【参考】医療的ケア児受入れ児童数

医療的ケア児	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
公立	7人	8人	8人	9人	11人
民間	14人	21人	22人	19人	28人
合計	21人	29人	30人	28人	39人

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用G）	電話：06-6684-9709 電話：06-6208-8037
----	--	------------------------------------

番号	【教育・保育に関する要求項目】 2.
項目	公立・私立の全幼稚園等において「定常的な保護者の付き添いを求めるない」ことを示し、そのような対応がある場合、強く指導し是正すること。 <u>また障害児を拒否する園が無くなるよう、私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度を全ての私立幼稚園に適用するよう働きかけを強めること。</u>
(下線部について回答)	
<p>幼稚園においては、園児数の定員があり、また、入園にあたっては抽選や選考を実施するため、現実的には希望する園においてすべての障がいのある幼児を受け入れられないケースがあります。</p> <p>本市では、幼児期の特別支援教育の充実を図るため、平成 26 年度より、特別に支援の必要な幼児の私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）における受け入れ促進のための補助制度の創設や、要支援児の受け入れのセーフティーネット的な役割を担う私立幼稚園等を指定園として指定し、他の私立幼稚園等より充実した支援を行うことで、要支援児の就園機会の保障と特別支援教育の充実を図っています。</p> <p>「大阪市要支援児受入促進指定園」（以下、「指定園」）は、大阪市内に所在する私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）のうち、要支援児の受け入れに、より積極的に取り組む園で、大阪市と協定を締結後、大阪市のホームページや園のホームページで指定園であることを公表し、入園の意思表示があった場合は、原則受け入れを行います（ただし、指定園であっても定員に空きがない場合等、受け入れができない場合があります）。</p> <p>指定園として協定を締結した幼稚園等は、令和 7 年 10 月現在で 74 園です。障がいのある幼児等、特別に支援が必要な幼児の私立幼稚園等での受け入れを促進するため、現在も協定を締結いただけていない私立幼稚園等には制度周知を図り、今後も指定園の拡大に取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画G）電話：06-6208-8165

番号	【教育・保育に関する要求項目】2.
項目	<u>公立・私立の全幼稚園等において「定常的な保護者の付き添いを求める」ことを示し、そのような対応がある場合、強く指導し是正すること。</u> また障害児を拒否する園が無くなるよう、私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度を全ての私立幼稚園に適用するよう働きかけを強めること。
(下線部について回答)	
大阪市立幼稚園におきましては、大阪市における「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育に基づき、幼児の実情に応じた指導や支援の充実に向けて取り組んでおります。	
教育委員会といたしましては、障がいのある幼児の入園について、どのように園生活を送ることを期待されているか等、まず保護者の思いを受け止め、家庭と連携しながら適切な支援の構築に努めること、園の状況、支援体制等について丁寧に説明を行い、障がいがあるという理由で入園の条件を付けず、誠実に対応することを継続的に指示しております。	
今後も、保護者の思いに寄り添い、幼児の実情に応じた支援に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-8173

番号	【教育・保育に関する要求項目】 3.
項目	<p>2022年4月の文科省通知には、支援学級席の場合は半分以上の時間を支援学級で学ぶことが望ましいと書かれている。大阪市教委として、新たに就学する児童も含め「支援学級籍であっても、全時間通常の学級で学ぶことを本人・保護者が希望する場合は、それを踏まえた指導計画の策定等を行う」よう、各学校へ助言指導すること。</p> <p>また大阪市内に住むすべての障害児を、今まで通り地域の小中学校で受けとめるため、支援学級設置による教員配置に頼ることなく、市独自の教員配置を行うことや、「特別支援教育ソポーター」を大幅拡充するなど、マンパワー拡充の具体的な方策を検討すること。</p>
(回答)	
<p>文部科学省の令和4年4月27日付け「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」では、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。</p> <p>本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実を努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。各校においては、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた特別の教育課程を編成し、それぞれの児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き「特別支援教育ソポーター」の適切な配置に努めてまいります。</p> <p>教員の配置については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	【教育・保育に関する要求項目】 4.
項目	<p>障害のある児童生徒が、「みんなと一緒に、同じ教室で授業を受ける／運動会に参加する／修学旅行・遠足に行く」など共に生き・学び・育つための工夫や調整（合理的配慮）の具体的な事例を集約し、就学先を検討している本人・保護者に示すこと。</p> <p>小学校（中学校）就学時に支援学校を選択する大体の人数や近年の傾向、また把握している支援学校選択の理由を示すこと。</p>
(回答)	
<p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。</p> <p>障がいのある児童生徒が、日々の学校生活や授業、通常学級における交流及び共同学習、行事等、豊かな教育活動が行えるよう、各校が本人・保護者の願いをふまえて様々な工夫や合理的配慮の提供を行っております。</p> <p>教育委員会としましては、学校訪問や巡回指導、実践交流型の研修等を通して、合理的配慮や取組の状況を把握し、好事例について、研修、巡回指導、並びに各種コンテンツの作成、配信等を通して各校に周知しております。</p> <p>大阪府立支援学校の概要につきましては、大阪市ホームページの「大阪市の特別支援教育の概要」に掲載しております。また、障がいのある子どもの就学先を決める際には、通学区域の学校がすべての就学相談の窓口となり学校見学や教育相談を行い、本人・保護者の意向を最大限尊重しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 5.
項目	<p>障害のある児童生徒の小中学校への通学支援は、2024年度より「特別支援サポーターも活用した通学支援」が開始された。しかし本人・保護者、また学校に対しても十分な周知がされておらず、実際に利用するケースは非常に少数に留まっている。全小中学校への正確な周知をするとともに、小中学校に在籍する障害のある児童生徒の本人・保護者への周知とニーズを聞き取り徹底すること。</p> <p>またこの制度が軌道に乗るまでは、本人・保護者の意向も踏まえ、障害福祉の移動支援の緊急避難的利用を継続・延長するとともに時間数を拡充すること。</p>
(回答)	
<p>令和7年度より、障がいのある児童生徒が、通学に係る支援を行っている保護者等の病気等やむを得ない事情により通学が困難となった場合に、特別支援教育サポーターも通学支援を実施できることとしました。各校へは研修会等を通じ周知するとともに、本市ホームページの特別支援教育サポーター募集要項にも掲載しております。また、校長からのヒアリング等により通学支援が必要となる児童生徒の把握に努めています。</p> <p>移動支援事業に関しては、通学にかかる送迎での利用は「通年かつ長期にわたる外出」であるため、原則としてサービスの対象としておりませんが、これまで通学に係る支援を行っていた介護者等の入院等やむを得ない事情により通学が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としており、通学の継続を支援できるように努めています。</p> <p>引き続き、現行の制度や他都市の状況を注視しながら、関連課と連携し障がいのある児童生徒への学びの充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	【教育・保育に関する要求項目】 6.	
項目	<p>学校給食について、個々の障害状況に併せ、刻み食やペースト食等適切に提供すること。また引き継ぎ等の場合を除いて、保護者が給食時間の付き添いを行っていない（特別支援教育センター等が食事介護等を行っている）ことを明確に示すこと。さらに刻み食等の要望があった場合、「どうすれば提供可能か」を検討し、可能な限り早期に対応すること。</p> <p>本来的には、刻み食やペースト食等も他の児童生徒と同様に提供されることが望ましいことを踏まえ、その実現に向けて他市の事例等を調査し、検討を行うこと。</p>	
(回答)		
	<p>市内すべての大公立学校では「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。これからも「安全・安心でおいしい給食」の提供を進めてまいります。</p> <p>給食における合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫や教員・特別支援教育センターによる摂食支援を行っております。また、教育委員会としましては、学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話 : 06-6208-9143 電話 : 06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 7.
項目	障がいのある生徒の中学校卒業後の進路先は、特に大阪府では様々な入試形態や学校がある中で、一般高校への進学が主要な選択肢であると言える。支援学校が適切と教師が勝手に考え、新路指導を進めるのは人権侵害であり、障害の程度等関係なく、本人・保護者の意向を丁寧に聴き取り進路指導を行うよう、全市立中学校を指導すること。
(回答)	
<p>本市では、障がいのある生徒が自立し、社会において充実した生活を送れるよう、適切な進路選択の支援を行うことが重要であると考えております。</p> <p>中学卒業後の進路については、進路懇談等を通じて、学校が本人・保護者の思いを十分に把握し、障がいを理由に進路選択における制限がかかることなく、進学可能なすべての進学先から進路決定が行われるよう進路指導を行う必要があります。</p> <p>また、進学可能な高等学校の情報につきましても、障がいの有無に関わらず、すべての生徒及び保護者が十分に理解できる形で周知されるよう、指導を徹底してまいります。</p> <p>今後も、市立中学校及び義務教育学校に対し、進路指導において生徒一人一人の希望や適性に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、さらに指導を徹底してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	【教育・保育に関する要求項目】 8.
項目	医療的ケアが必要な児童生徒について、引き継ぎ期間等を除き保護者の付き添いが完全に不要となるよう体制を構築すること。また看護師配置の充実に向け予算を増額するとともに、教員による医療的ケアの実施を今後も継続・充実させるため研修・啓発等を引き続き行うこと。
(回答)	
	<p>本市では、従前より障がいの有無にかかわらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の学校で学べるよう、看護師の配置事業に取り組んでおります。</p> <p>児童生徒一人ひとりへの適切な医療的ケアの実施に向け、保護者からの聞き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>看護師の配置につきましては、引き続き、看護師の確保に努め、学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送ることができるよう適切な配置に努めてまいります。</p> <p>また、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校長を通じて行うとともに、引き続き、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校に研修を実施し、教員の知識と技術の向上及び保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 9.
項目	<p>学校のバリアフリー化は、インクルーシブ教育推進と、避難所として誰もが利用できる設備整備として進める必要がある。文科省が示す整備期間が 2030 年度まで延長されたことに則し、<u>2基目のエレベーター設置を含めた整備計画の策定</u>、大規模改修・新築時の障害当事者の参加について「多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選」を行うこと。</p>
(下線部について回答)	
	<p>2基目のエレベーター設置については、普通教室や特別支援教室を有する単独棟(エレベーターがなく、かつ渡り廊下の接続がない校舎)を優先に検討していくこととしています。</p> <p>検討にあたっては、当該学校からの意見を十分に踏まえてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話 : 06-6208-9092

番号	【教育・保育に関する要求項目】 10 .		
項目	<p>障害児相談支援事業において障害児の生活支援・虐待等の相談ケースや要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携も増えているが、部局間の縦割りの弊害で、学校側の対応拒否や相談支援との連携拒否などうまく連携できないケースも出ている。学校、児童福祉、障害福祉、相談支援が円滑に連携できる明確な仕組みを作り、「保育所等訪問支援事業」をはじめ、学校側がしっかりと連携するよう周知徹底すること。</p> <p>また 18 歳以降も必要な場合は児童福祉の関わりを一定期間継続することや、ヤングケアラーの支援でも各部局・各機関がスムーズに連携して対応するよう各部局で徹底すること。</p>		
(回答)			
	<p>障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、こども家庭庁、文部科学省ならびに厚生労働省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、ヤングケアラーへの支援を含め様々な場面で各担当部局が連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。</p> <p>障がい児を取り巻く環境や抱える課題は、その障がい特性や生活環境、成長発達等によって複合しうるものであり、必要とする支援も多岐にわたることから、障がい福祉担当部局、教育担当部局、児童福祉担当部局、および関係する支援機関等が適切に連携することが重要であると考えております。</p> <p>教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、研修や巡回指導等で、周知を図っているところです。</p> <p>障がい児への支援にあたっては、各担当部局間での縦割りとならないよう、また 18 歳以降の支援についても必要に応じ引き続き関係部局間での連携を徹底してまいります。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話 : 06-6208-8076	
	こども青少年局 子育て支援部 管理課（児童支援対策G）	電話 : 06-6208-8867	
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話 : 06-6327-1009	